
東海市緑化審議会
第１回 審議会資料
〔資料編〕

目 次

１	上位・関連計画の整理	１
１-１	上位・関連計画リスト	１
１-２	計画の概要	２
２	緑の現況調査	15
２-１	東海市の概況	15
２-２	緑地現況	21
２-３	緑被状況	33
２-４	その他	39
３	緑を取り巻く社会環境の整理	45
３-１	緑に関する社会情勢の変化	45
３-２	緑に関する最新動向	46
３-３	緑に関する法律等の改正	51
４	緑に関する市民意識	53
４-１	総合計画に関するアンケート結果（抜粋）	53
４-２	都市計画マスタープランアンケート結果（抜粋）	56
４-３	こども計画に関するアンケート結果（抜粋）	63

1 上位・関連計画の整理

1-1 上位・関連計画リスト

「東海市緑の基本計画」に関する上位・関連計画は以下のとおりです。

■ 上位・関連計画一覧表

	No	計画名	方針・テーマなど
国	1	(緑の基本方針) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針 (R6 年 12 月策定)	【全体目標】将来的に都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」
	2	グリーンインフラ推進戦略 2030 (R8 年 1 月策定)	「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図り、2050 年に向けて「自然共生社会」の実現を目指す。
愛知県	3	愛知県広域緑地計画 (H31.3 改訂)	【計画の理念】 豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
東海市	4	第 7 次東海市総合計画 (R6.3 策定)	【将来都市像】 ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい
	5	東海市都市計画マスタープラン (R6.3 策定)	【都市づくりの理念】 ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい
	6	東海市立地適正化計画 (R4.3 改定)	【目指す都市の姿】 駅を中心とする拠点を公共交通がつなぎ、歩いて暮らせるまち
	7	第 3 次東海市環境基本計画 生物多様性地域戦略 (R7.3 策定)	【環境ビジョン】 人と自然が未来をつくる持続可能な環境都市 とうかい
	8	東海市地域防災計画 (R6 修正)	【基本方針】 ■ 都市の防災性の向上 自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る
	9	地球温暖化対策実行計画 (R5.3 策定)	削減目標【中間目標】 温室効果ガス排出量を令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 50%削減
	10	東海市公園・緑地施設長寿命化計画 (R4.2 改定)	【目的】 適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的とする
	11	こども計画 (R7.3 策定)	【基本理念】 こども・若者とその家庭をしあわせに
	12	第 4 次東海市総合福祉計画 (R6.3 策定)	【基本理念】 おもい つながり ささえあう

上位・関連計画の概要は以下のとおりです。

1) (緑の基本方針) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針

令和6年12月策定(国土交通省)

◆ 緑地の保全及び緑化の推進の意義

都市における緑地を含む自然はグリーンインフラとして多様な機能を有しており、市民が健康で文化的な生活をする上で不可欠なものとなっています。

急激な気候変動や生物多様性の損失といった深刻な課題に対する解決手段として、この多様な機能を有する緑地への期待が高まっています。

1) 気候変動対策	5) 歴史や文化の形成、美しい景観の創出、 環境教育・生涯学習の場としての活用
2) 生物多様性の確保	6) 都市における生産機能、循環型社会への寄与
3) Well-being の向上	7) ESG 投資の拡大、 気候関連・自然関連情報開示への対応
4) 都市のレジリエンスの向上	

◆ 緑地の保全及び緑化の推進の目標

国の基本方針において、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」を実現するため、都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、市街地においては緑被率3割以上となることを目指すこととされています。そのため、以下の3つの都市の実現に向けた取組を位置づけ、本市の緑地の取組を推進していくことが求められています。

1) 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

2) 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

3) Well-being が実感できる水と緑豊かな都市

- ◆ 推進の視点
- ① 各主体の役割分担、多様な主体の連携
 - ② 緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保
 - ③ 緑地の広域的・有機的ネットワーク形成

2) グリーンインフラ推進戦略 2030 令和8年1月策定(国土交通省)

◆ グリーンインフラの効果

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、インフラに活用することで発揮される効果を有します。また、その効果の相乗効果によって、ウェルビーイングの向上も期待されます。

環境的效果	社会的効果	経済的效果
・生物多様性の保全 ・健全な水循環の形成 ・良好な生活環境の形成 ・気候変動の緩和 等	・食料の安定供給 ・心理的健康の増進 ・身体的健康の増進 ・防災・減災 ・交通安全 ・子育て・教育 ・生きがいの創出 ・地域コミュニティの形成 ・地域への愛着向上 等	・不動産価値の向上 ・にぎわいの創出 ・観光振興 ・移住・定住・二地域居住等の促進 ・地域産業の活性化 等

◆ 目指す社会像

グリーンインフラの更なる実装に向けた分野横断的な環境整備策や社会課題解決に向けたグリーンインフラを実装する国土交通省の個別事業等によって「**グリーンインフラの活用が当たり前の社会**」の実現を図り、2050年に向けて「**自然共生社会**」の実現を目指します。

1) 持続可能で快適な
都市・生活空間の形成

2) 防災・減災

3) 暑熱対策

4) 生物多様性の確保

5) 地域経済の活性化

6) 温室効果ガスの削減

7) 循環型社会の形成

◆ 環境整備に関する取組

- ① 国民的な機運・理解の醸成
- ② 多様な効果の見える化
- ③ 官民の取組を推進する環境整備
- ④ 資金調達の円滑化
- ⑤ 新技術・DXの活用
- ⑥ 国際展開

(計画の理念)

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり

～緑の質を高め 多様な機能を活用～

◆ 3 つの緑の基本方針

緑の機能	基本方針
1) いのちを守る緑	①緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり ・人にとっても生き物にとっても「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結びつけます。 ・都市づくりと連携しながら、緑が有する防災・減災機能を発揮し、私たちの安全・安心な暮らしを確保します。 ・水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組をさらに推進し、都市に暮らす私たちが、自然にいきる生き物とともに快適に暮らせるよう、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指します。
2) 暮らしの質を高める緑	②良好な生活環境と QOL (生活の質) を高める緑の空間づくり ・多様なニーズやライフスタイルがある中で、緑により誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進めます。 ・心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図ります。 ・四季の移ろいを感じられる花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進めます。
3) 交流を生み出す緑	③多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり ・交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進めます。 ・愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PR することで、地域の特色を活かした魅力向上を図ります。 ・多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指します。

◆ 3 つの緑の機能を最大限に高めるためには、県、市町村、NPO、県民、民間事業者等が適切な役割分担のもと、緑を効果的に『活用』することが重要

◆ 将来都市像



◆ 将来人口

116,000 人 (令和 15 年 (2033 年)) ※113,572 人 (令和 5 年 (2023 年))

◆ めざすまちの姿

- 1) 安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている
- 2) 住みやすい環境を保全し、にぎわいと活力に満ちている
- 3) 人と人との絆を育み、だれもが役割を持ち支え合っている
- 4) 心身ともに健康で、いきいきと生活している
- 5) 安心・安全で快適に暮らせる都市機能が充実している

- ◆ 推進の視点
- ① 市民との協働・共創によるまちづくり
 - ② 効率的で効果的な行政運営の確立

◇ 施策 21 花と緑につつまれたまちの推進

【まちづくり指標】

指標名	基準値 (令和 4 年度)	めざそう値	
		令和 10 年度	令和 15 年度
花や緑が豊かなまちで あると思う人の割合	73.2%	77.9%	82.7%

【単位施策】(抜粋)

21-1 魅力ある公園・緑地整備を推進する

公園や緑地を快適に利用できるよう、花や緑の適切な管理を行うとともに、老朽化が進む遊具や休憩所など、公園施設の更新によって、利用者の安全を確保します。

また、多くの市民に愛され利用されるよう、特色のある公園や緑地の整備を行い、民間活力による管理運営の導入を推進します。

21-2 花と緑にあふれたまちを形成する

花のまちづくり運動や啓発事業などにより、市民や事業者などと連携しながら、花づくりや緑化に対する意識を醸成し、生活のなかで花や緑とふれあえるまちづくりを推進します。

◆ 都市づくりの理念

ともにつながり
笑顔と希望あふれるまち
とうかい



◆ 将来人口

120,000人(令和25年(2043年)) ※113,572人(令和5年(2023年))

◆ 都市づくりの目標

- 1) 住みやすく、住み続けられる都市づくり
- 2) 豊かな自然を身近に感じられる都市づくり
- 3) 災害に強い安心・安全な都市づくり
- 4) 多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり
- 5) 持続的な経済の発展を支える都市づくり

◆ 目標を支える共通認識

- ①SDGsへの貢献
- ②協働・共創への取り組み

◇ 目標2

豊かな自然を身近に感じられる都市づくり

- ・カーボンニュートラルを実現するため、二酸化炭素の吸収源対策として緩衝緑地や公園・農地・ため池などの維持・保全を目指します。
- ・親水護岸の整備や水辺も含めた公園の整備など、河川や水辺空間を活用した自然を身近に感じられる都市を目指します。

◇ 公園・緑地の整備方針

【確保目標】

指標名	現状 (平成28年度(2016年度))	目標 (令和8年度(2026年度))
市民一人当たりの 都市公園面積	10.6 m ² /人	10.6 m ² /人以上
都市公園及び 公共施設緑地	297.8ha	319.0ha 以上

◆ 将来都市構造図 ※目標年次：令和 25 年度（2043 年度）



◆ 目指す都市の姿

駅を中心とする拠点を公共交通がつなぎ、歩いて暮らせるまち

◆ 目指す都市の姿実現のための考え方

- 1) 子育て世代が住み続けたいまち
- 2) 高齢者が便利でいきいきと暮らせるまち
- 3) 全ての世代が安心安全で快適に暮らせるまち
- 4) コンパクト+ネットワークによるまちづくり

◆ 防災まちづくりの取組

◇ 防災まちづくりに向けた将来像

利便性の高い生活環境の中で災害リスクを最小限に抑えた、
安全に生活できる災害に強いまち

◇ ハード対策(太田川駅周辺での取組)

○新たな市街地の形成にかかる防災対策

広域交流拠点などにおいて、新たな市街地の整備を行うに当たっては、地形特性や想定浸水深などを考慮し、土地の嵩上げや海岸堤防の改良、適正な公園・緑地などの配置などにより、水害に強い土地利用・施設整備を図ります。

○環境保全林の整備

津波に対する減勢効果を持つ環境保全林の整備を実施します。

7) 第3次東海市環境基本計画・生物多様性地域戦略

〔2025▶2034〕令和7年3月策定（東海市）

【第3次東海市環境基本計画】

【環境ビジョン】

人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい

◆ 5つの環境の柱

環境の柱	めざす姿
1) 生活環境保全	1 大気汚染・降下ばいじんの低減
	2 水質汚濁・悪臭・騒音の低減
	3 環境美化の推進
2) 自然共生	4 生物多様性の確保
	5 自然と共生するまちの形成
3) 気候変動対策	6 温室効果ガスの削減
	7 気候変動への適応
4) 循環型社会	8 ごみの減量・資源化
	9 ごみの適正処理
5) 環境行動	10 環境意識の向上
	11 環境保全活動の実践

【東海市生物多様性地域戦略】

目標：自然環境が保全・再生され、さまざまな生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち

◆ 都市づくりの目標

環境の柱	施策	推進項目
1) 自然共生	1 生物多様性の確保	・地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全
	2 自然と共生するまちの形成	・公園・緑地、農地などの整備・維持管理
2) 暮らしの質を高める緑	3 環境意識の向上	・環境情報の整備・提供 ・環境学習の推進
	4 環境保全活動の実践	・環境保全活動の推進 ・協働・ネットワークづくり

◆ 「環境行動」に示した内容をもとに、生物多様性の確保、自然と共生するまちの形成などの取り組みを進めるとともに、効果的な推進に向けて、庁内関係課の連携強化と多様な主体との協働を進めます。

【地震災害対策計画 第2編 第3章】(風水害対策計画 第2編 第3章)

◆「都市の防災性の向上」基本方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

◆ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
1) 都市計画	市	土地区画整理事業
		街路の整備
		都市公園整備事業
2) 防災街区等整備対策	市	防火地域、準防火地域の指定
	県	宅地造成等の規制
	市、県	市街地再開発事業
3) 建築物の不燃化の促進	市、県	建築物の防火規制
		建築物の火災耐力等増強策の促進
4) 防災空間の整備拡大	市、県	防災対策に資する公園緑地の配置計画
		都市公園の整備
5) 市街地開発事業による都市整備	市	市街地再開発事業の推進
		土地区画整理事業の推進

◇ 市における措置

○都市計画

災害時の避難場所として、都市防災の観点から適正な公園・緑地の規模及び配置に注意し、拡充整備を図ります。

○防災空間の整備拡大

公園は、震災時の避難地及び避難路として、あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことから、総合公園を始めとする都市公園の整備を積極的に推進していく必要があります。また、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置等の制度を活用しつつ、災害時の多目的な利用が可能な施設整備に努めます。

◆ 目標

【中期目標】令和12年度(2030年度)

平成25年度(2013年度)比 マイナス50% を目指します

【長期目標】令和32年(2050年)

温室効果ガス排出量実質ゼロ を目指します

◆ 基本方針 (区域施策編)

- 1) エネルギー使用を提言するビジネス・ライフスタイルの推進
- 2) 再生可能エネルギー等の導入・活用の推進
- 3) 緑の保全と創出
- 4) ゼロカーボンシティを目指した行動ができる人づくり

◇ 基本方針 3 【都市緑化、吸収源対策の促進】

取り組みの柱	内容
1) 緑地保全の促進	1 植栽や間伐など適切な緑地の保全
	2 良好な自然環境が残されている、まとまりのある樹林地については、保全地区指定などを通じて保全
	3 幹線道路について、設置が可能な区間においては街路樹の設置を推進するとともに、街路樹等の適切な保全
2) 緑化の推進	4 大池公園や聚楽園公園、加木屋緑地などの大規模な公園を中心に、都市公園の緑の充実
	5 公園緑地の整備や身近な公園の整備
	6 民有地の敷地や建築物等の緑化(屋上緑化・壁面緑化等)、建築時における緑地の確保
	7 広域連携により藻場の再生に取り組み、海の生物の作用で海中に取り込まれる「ブルーカーボン」の貯留

◆ 目的

公園・緑地施設の老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行う

◆ 対策の優先順位の考え方

公園と緑地は、公共建築物とインフラ系施設で構成しているため、それぞれの特性に合わせて長寿命化等を進めます。

1) 公共建築物

- ・管理事務所や便所、ステージ、展望台などの公共建築物は、公園の管理機能や利便性の向上を図ることを目的とする施設です。公園や緑地を利用する市民等の利用形態に配慮して施設の長寿命化を図りつつ、適正配置や規模の最適化に努めます。
- ・定期点検により劣化状況を把握し、利用者の安全確保を優先して修繕を進めます。

2) インフラ系施設

- ・遊具や野球場、テニスコート、舗装、照明灯、給排水管などのインフラ系施設は、本市では「インフラ施設の長寿命化方針」において、ストックマネジメントによる予防保全を行うこととしています。公園と緑地が提供するサービス水準と、故障等による影響度を検討して優先順位を設定し、計画的な施設の長寿命化を行います。
- ・施設劣化の進行については、その利用状況等の地域性や利用環境、稼働率の影響を受けることから、定期的な点検と調査による劣化状況を把握・予測を行い、適切な対策を行います。

● 基本理念 ●

こども・若者とその家庭をしあわせに

◆ 基本目標

基本目標	基本施策
1)こども・若者の立場に 立った支援を推進します	1 こども・若者の権利を守る 2 困難な状況を抱えるこども・若者を支える
2)ライフステージに応じて 切れ目なく支援します	3 安心して出産ができる環境を整備する 4 心と体の健やかな成長を支援する 5 こどもの発達を支援する
3)良好な成育環境を 整備します	6 質の高い保育・教育を充実させる 7 居場所づくりを推進する 8 豊かな体験や活躍の場を充実させる
4)身近な地域における助け合 い・支え合いを推進します	9 地域活動における子育て支援活動を推進する 10 未就園の親子が集まる場を充実させる
5)若い世代の生活基盤の安定 を支援します	11 仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する 12 結婚・子育てを支援する

◆ 施策の方向性

施策 3-2 居場所づくりを推進する

こども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう支援します。こども・若者自身が自らの居場所とすることができる場所について、当事者の意見を聴きながら居場所づくりを進めます。また、児童館や各種支援の場など、既存の居場所についても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

施策 3-3 豊かな体験や活躍の場を充実させる

こどもが、様々な学びや体験を通じて成長して若者となり、社会生活を送ることができるよう、様々な体験や活動の機会をつくり出します。スポーツや文化芸術に親しむ活動においては、第一線で活動している講師とふれあう機会を通じて文化芸術に親しみ、夢を持つことができるよう支援します。さらに、環境、農業、ものづくりなどの多様な体験を通じて、こどもたちの個性や可能性を育む教育の充実を図ります。

◆ 基本理念

「おもい つながり ささえあう」

◆ 基本目標

基本目標	施策
1) 誰もがつながりを持ち、地域で支えあっている	1 気軽に相談できる体制を強化します
	2 コミュニティの中で支えあえる体制を整備します
	3 一人ひとりの生活について考える機会を増やします
2) 一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している	4 市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します
	5 すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします
	6 安心して生活できるよう身近な場所で支援します
3) 子どもたちの健やかな育ちを、地域で支えあっている	7 子ども・子育て世代への支援を充実させます
	8 支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます
	9 子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します

◆ 施策の取り組み

施策 9-2 地域の中で豊かな体験や遊びができる居場所を充実させます

保健福祉分野や教育分野で実施している子どもの育ちを促す各種事業や地域等のイベントを通して、豊かな体験や遊びを重ね、子どもの健全育成を推進するとともに、親子の居場所や放課後の居場所、地域行事や集いの場などにおいて遊び・体験・会話による人とのつながりを通して、子どもたちの個性や可能性を伸ばし、元気に成長できるように多様な居場所の充実を図ります。

また、居場所は、子どもだけでなく、例えば担い手としての高齢者の活躍できる場や大学生の社会体験の場など、担い手自身の居場所や多世代交流の場としての役割も担っていることを視野に入れて居場所づくりを展開します。

2 緑の現況調査

2-1 東海市の概況

2-1-1 自然的条件

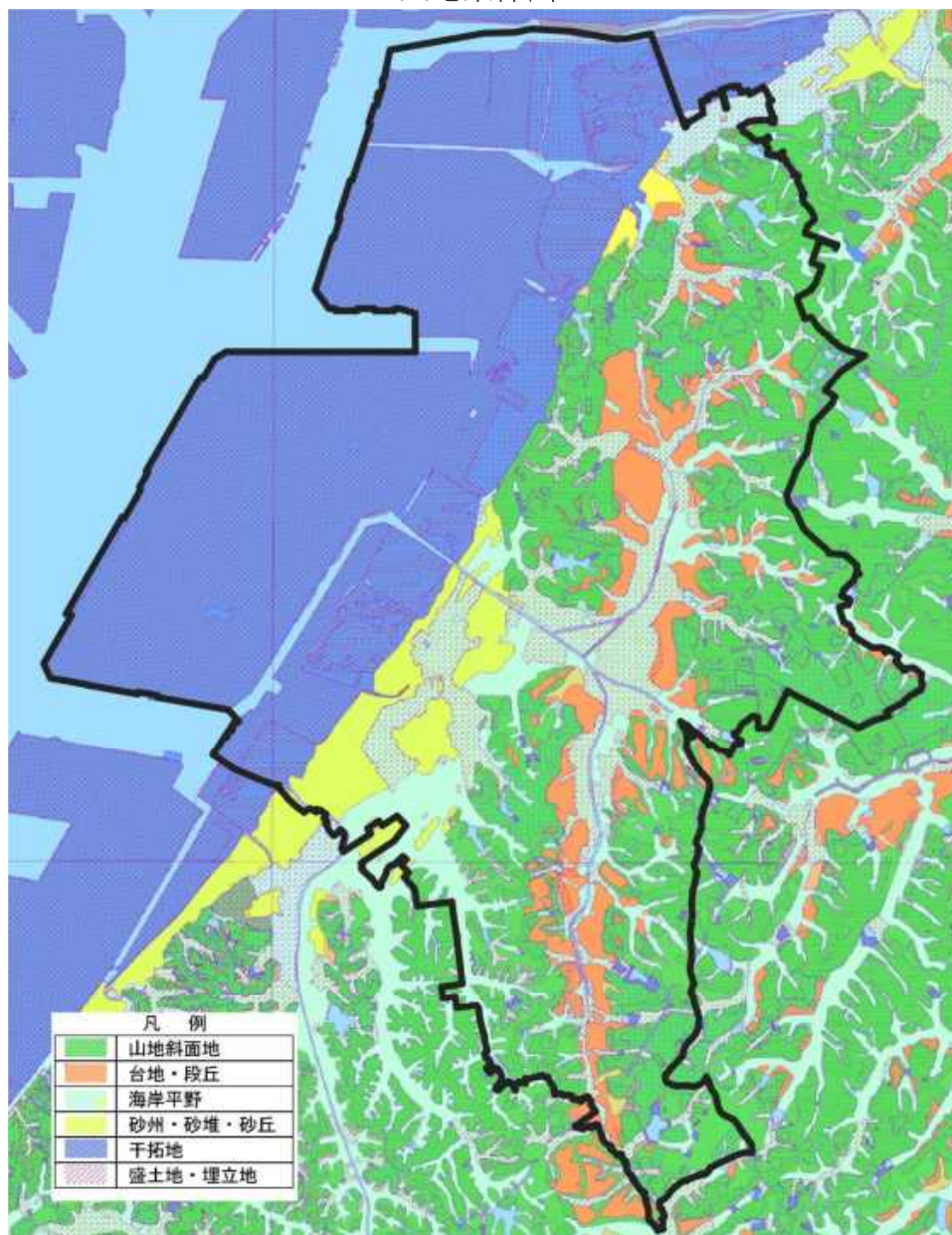
(1) 地形

本市は、知多半島の西北端に位置し、西は伊勢湾に面し、北は名古屋市、東は大府市、東浦町、西は知多市に隣接しています。

市域は東西 8.06 km、南北 10.97 km、面積 43.43 km²で、西部の名古屋南部臨海工業地帯と住宅地との間の丘陵地は緩衝緑地帯の役割を果して南北に伸び、東部の旧住宅地、農耕地及び丘陵地は新市街地として発展を続けています。

出典：東海市「東海市地域防災計画付属資料」（2026 年 3 月修正）付属-1

■土地条件図



出典：国土交通省 国土地理院 HP「土地条件図」

(2) 自然特性

◆生物多様性を象徴するエリア

本市では以下のような動植物の分布が確認されています。

■自然環境の概況マップ



出典：東海市「生物多様性地域戦略」(2025年3月) p.54

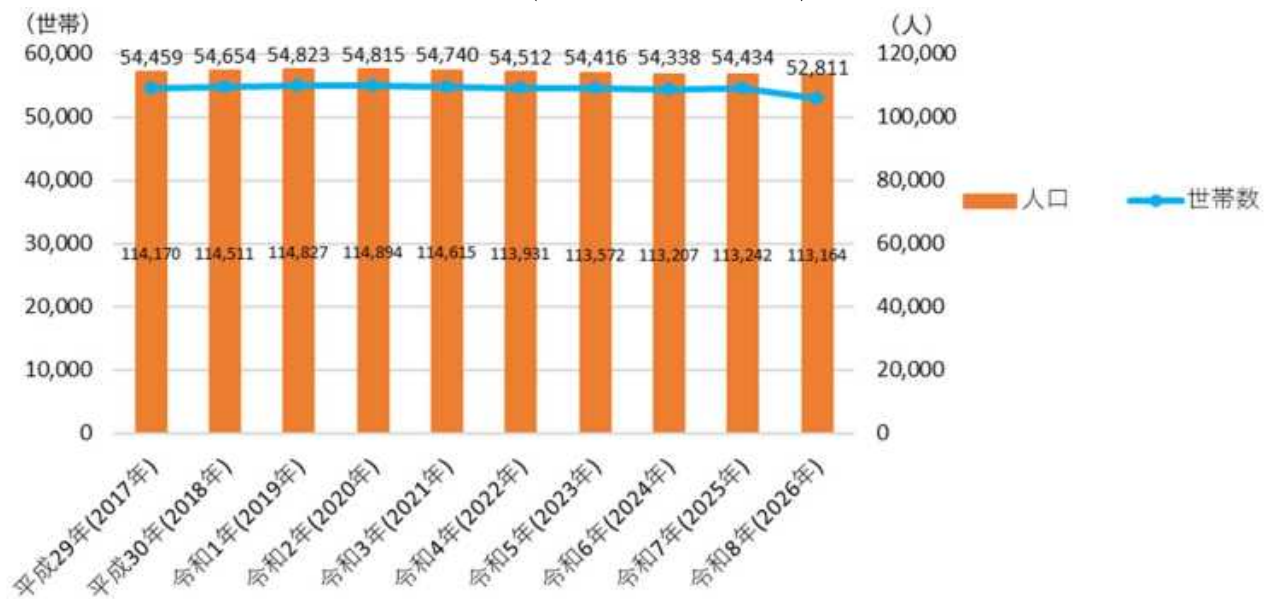
2-1-2 社会的条件

(1) 人口

令和 8 年の総人口は、113,164 人、世帯数は 52,811 世帯となっています。人口は令和 2 年をピークに令和 7 年にかけて 1.46%減少しています。一方、世帯数は、令和 2 年から令和 7 年にかけて 0.70%減少しています。

地区別では、北部地域の人口が市全体の 38%を占めています。東部、南部、中央地域は、それぞれ人口の割合が 20%前後で横並びです。町別では、加木屋町が 22%と最も多く、次いで名和町と富木島町が 18%となっています。

■人口・世帯の推移（各年 4 月 1 日現在）



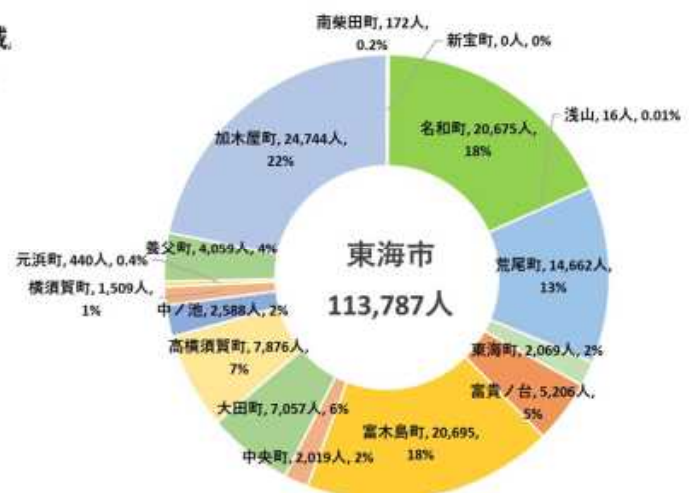
出典：東海市 HP「データコーナー（人口の推移）」

※2026 年のみ 2 月 1 日現在

■地区別人口



■町別人口



出典：東海市「都市計画マスタープラン」（2024 年 3 月）、（令和 2 年国勢調査をもとに集計）

(2) 面積

本市の市街化区域面積は、令和 7 年 3 月 31 日現在約 3,066ha で、行政区域面積約 4,343ha の約 71%を占めています。平成 26 年と比較すると、市街化区域が約 97ha、第 1 種低層住宅専用地域が約 72ha 増加しています。

市街化区域が増加した主な理由として、「東海太田川西土地区画整理事業」と「東海加木屋中部土地区画整理事業」が市街化区域に編入されたことが挙げられます。

■面積

種別	2014(H26)		2025(R7)		増減(ha) R07-H26
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
都市計画区域	4,343	100.0	約 4,343	約 100	0.0
市街化区域	2,969	68.4	約 3,066	約 71	+ 97.0
第 1 種低層住宅専用地域	115	2.6	約 139	約 4.5	+ 72.0
第 2 種低層住宅専用地域	2	0.05	約 1.9	約 0.1	-0.1
第 1 種中高層住居専用地域	651	15.0	約 655	約 21.4	0.0
第 2 種中高層住居専用地域	-	-	約 0.6	約 0.0	-
第 1 種住居地域	476	11.0	約 483	約 15.7	-5.0
第 2 種住居地域	73	1.7	約 88	約 2.9	+ 9.0
準住居地域	24	0.6	約 24	約 0.8	0.0
近隣商業地域	81	1.9	約 95	約 3.1	0.0
商業地域	16	0.4	約 16	約 0.5	0.0
準工業地域	92	2.1	約 104	約 3.4	0.0
工業地域	175	4.0	約 185	約 6.0	+ 10.0
工業専用地域	1,264	29.1	約 1,275	約 41.6	+ 11.0
市街化調整区域	1,374	31.6	約 1,277	約 29	-97.0

出典： 平成 26 年：東海市 HP「平成 26 年度東海市の統計」（都市計画区域面積を 4,343ha に修正）

令和 7 年：都市計画図（令和令和 7 年 3 月 31 日現在）

■区域区分の変遷

年月日	市域面積(ha)	市街化区域面積(ha)	市街化区域割合 (%)
平成 26 年（2014 年）	4343	2969	68.4
平成 30 年（2018 年）	・ 東海太田川西土地区画整理事業 都市計画決定 ・ 東海加木屋中部土地区画整理事業 都市計画決定		
平成 31 年（2019 年）	第 6 回区域区分見直し		
令和 6 年（2024 年）	4343	3066	70.6

出典： 東海市 HP「東海市における都市計画の変遷」

（３）健康・福祉

①保健医療福祉拠点「公立知多総合病院及び加木屋中ノ池駅周辺」

公立知多総合病院及び加木屋中ノ池駅周辺は、都市計画マスタープランにより、既存の医療・福祉機能に加えて、日常生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導、公共交通の機能強化などにより、「衣食住」が整った市街地の整備に向けた拠点の形成を図る保健医療福祉拠点と位置づけられています。



公立知多総合病院及び加木屋中ノ池駅周辺

②健康福祉拠点「聚楽園駅及び聚楽園公園（しあわせ村一帯）」

聚楽園駅及び聚楽園公園（しあわせ村一帯）は、都市計画マスタープランにより、公共交通の利便性を生かした生活サービス施設の充実・文化、スポーツ、レクリエーション、福祉などの多様な機能を有する拠点として機能の維持・強化を図る健康福祉拠点と位置づけられています。



聚楽園駅及び聚楽園公園（しあわせ村一帯）

③健康増進拠点「加木屋運動公園」

加木屋運動公園は、都市計画マスタープランにより、自然環境の中で健康増進が図られる場の維持・利用増進を図る健康増進拠点と位置づけられています。



加木屋運動公園

(4) 市民活動

本市では、以下のような市民活動や市民活動を推進する制度があります。

■市民活動推進制度の概要

名称	概要
①生垣等緑化補助制度	緑化の推進及び良好な住環境づくりの促進を図り、併せてブロック塀などの倒壊による災害を未然に防ぐため、生垣等を設置される方に補助金を交付する制度
②建築物等における緑化事業補助制度	良好な住環境づくりを促進するため、建築物等(屋上・壁面・空地・駐車場)を緑化する事業に補助金を交付する制度
③花壇コンクール	花のまちづくり運動の一環として開催し、花と緑いっぱいのまちづくりのより一層の推進を図り、明るく住みよい生活環境づくりに寄与する運動
④緑ゆたかなまちづくり (市民の森づくり基金) ・21世紀の森づくり (環境保全林整備)事業 ・公園の緑化	市民参加による市民の森づくりを推進し、緑豊かな住みよいまちをつくるため、東海市市民の森づくり基金を設置
⑤アダプトプログラム	市民が里親となって、市内の公共施設(道路、公園、各施設の花壇など)の清掃、除草、花の植え付け、樹木や花への水かけ等をする活動
⑥ふるさと再生プロジェクト	加木屋緑地において、市民の『ふるさとの自然』への愛着を育むとともに、生き物の持つ魅力や自然環境を守ることの大切さを学ぶことができる観察会等のイベントを開催するプロジェクト
⑦大池公園さくら再生プロジェクト	大池公園において、さくらの樹勢回復・開花時期が異なる多種類のさくらの植栽による、シンボリックな景観の演出などの活動をするプロジェクト
⑧太田川駅東歩道「ランの道」	市民参加による植栽会や、水やり、雑草取りなど日常管理など、市民によるランの道づくりを実施
⑨知多半島グリーンベルト (自然共生サイト)	企業やNPO、住民、大学生、自治体、専門家が協力し、管理や情報共有、水辺の整備活動などを実施

緑地とは、「施設緑地」と「地域制緑地」に分類され、施設緑地は、都市公園法で規定される「都市公園」と公共施設緑地や民間施設緑地が含まれる「都市公園以外」に大きく区分されます。地域性緑地は、「法による地域」、「協定」「条例によるもの」に区分されます。

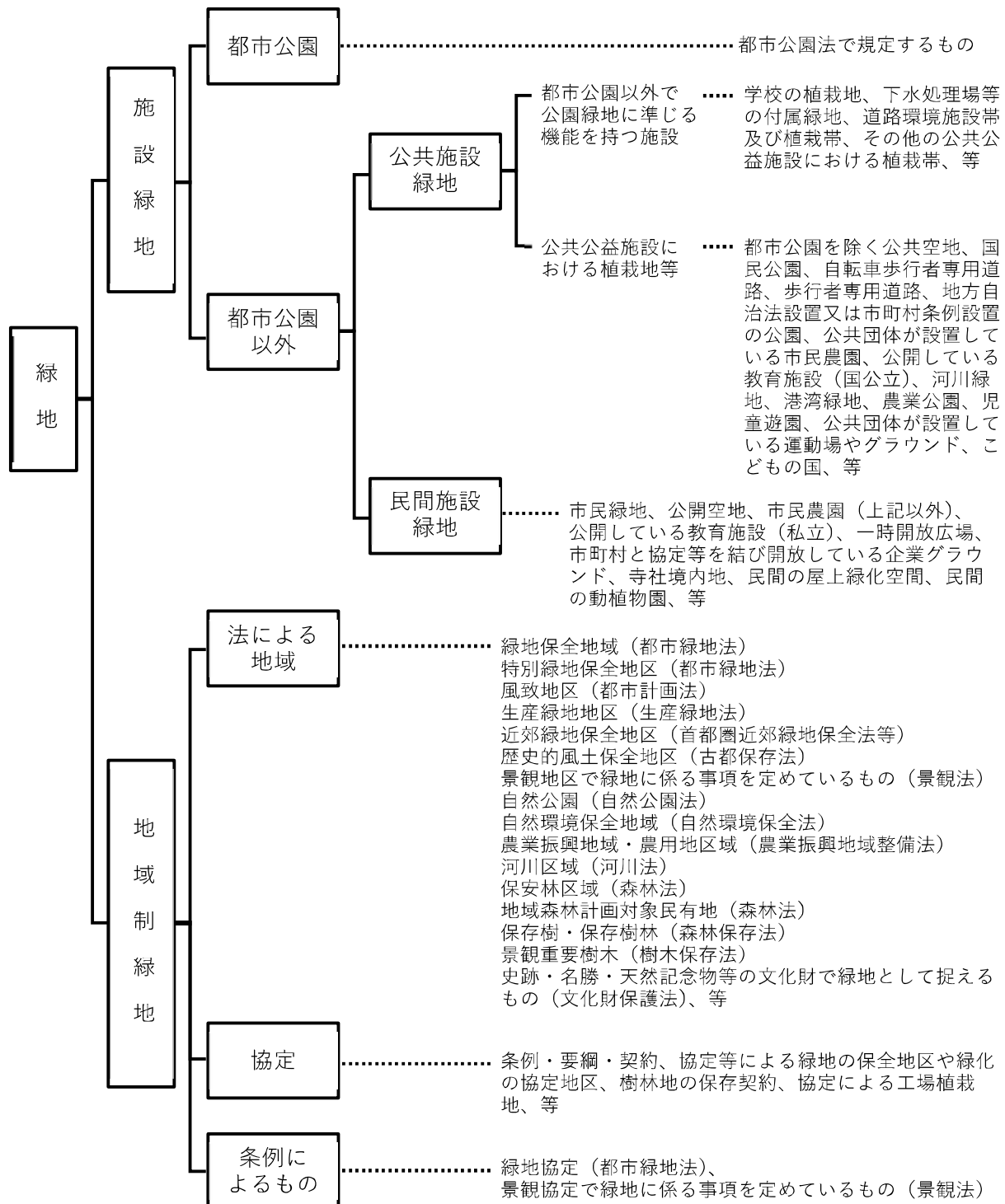


図 緑地の分類（出典：新編 緑の基本計画ハンドブック）

2-2-1 施設緑地

①都市公園

令和 7 年度時点で、都市公園の整備状況（都市計画決定以外を含む）は、街区公園が 49 箇所 11.84ha、近隣公園が 4 箇所 6.6ha、地区公園が 5 箇所 30.3ha、大池公園等の緩衝緑地が 5 箇所 57.1ha、緑道が 4 箇所 4.04ha、特殊公園が 2 箇所 0.7ha、都市緑地が 2 箇所 19.56ha、広場公園が 1 箇所 0.80ha となっており、市全体では、73 箇所 131.54ha が整備され、供用開始部分の人口 1 人当り都市公園面積は 11.6 ㎡となっています。

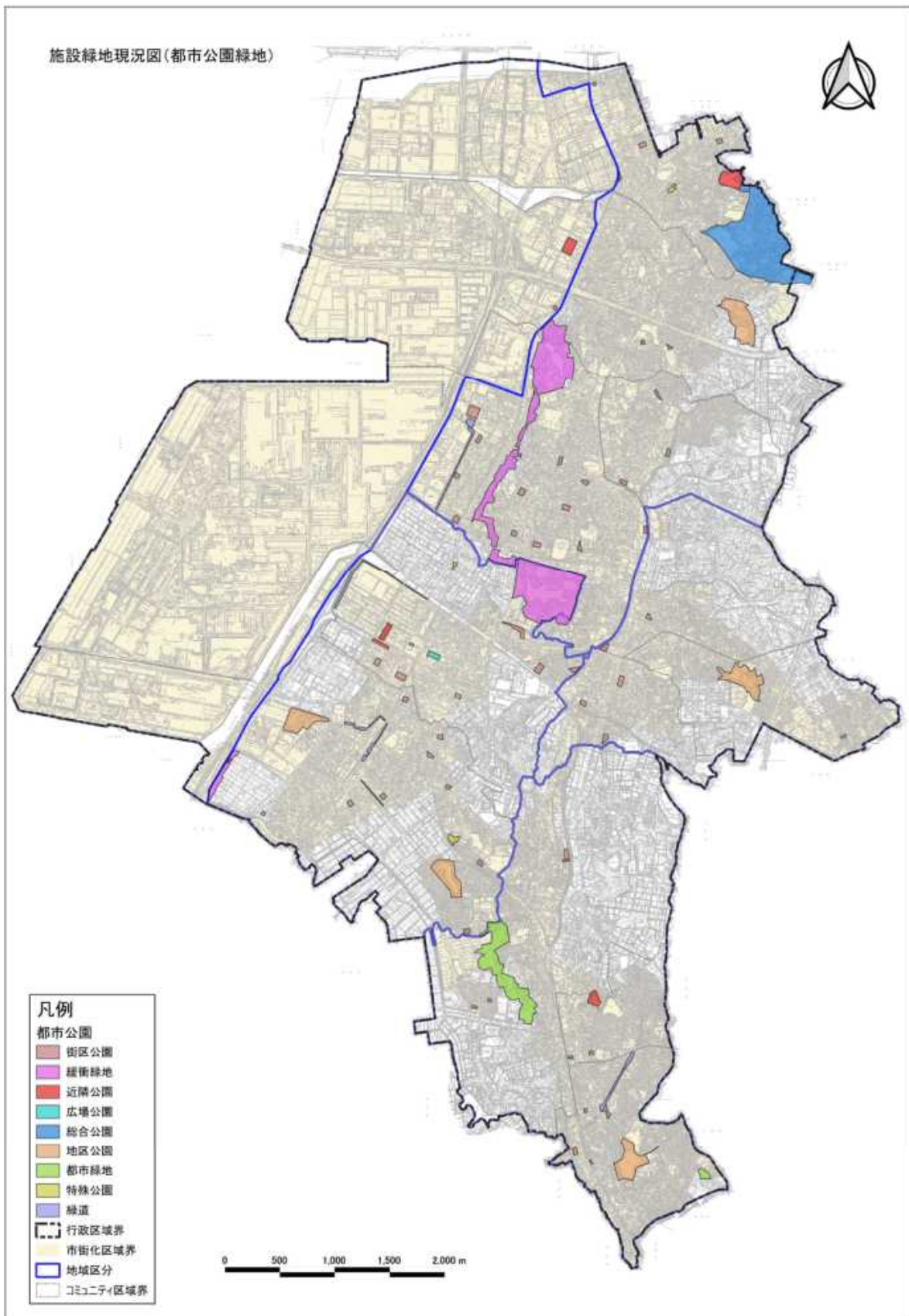
都市公園法運用指針（第 7 版）（令和 6 年 12 月 国土交通省都市局）では、住民 1 人当り面積 10 ㎡以上とすることが望ましいとされ、東海市では 11.6 ㎡/人となっており、整備水準を満たしております。

■都市公園の整備状況（令和 7 年現在）

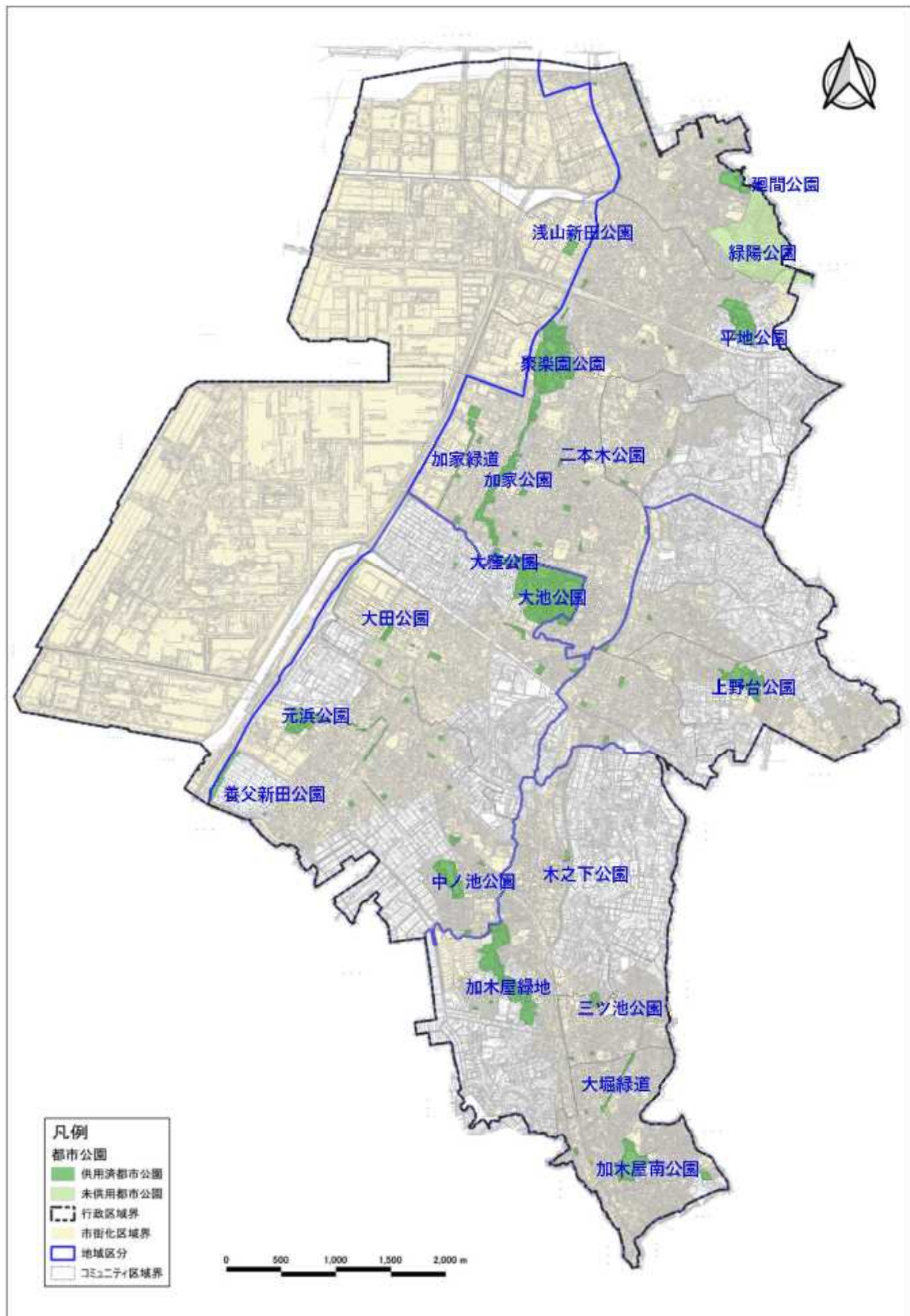
種 別			公園面積			内供用面積		
			箇所数	計画面積 (ha)	1 人当 り面積 (㎡)	箇所数	面積 (ha)	1 人当 り面積 (㎡)
基 幹 公 園	住居基 幹公園	街区公園	52	13.29	1.2	49	11.84	1.0
		近隣公園	4	6.60	0.6	4	6.60	0.6
		地区公園	5	30.4	2.7	5	30.3	2.7
	小 計		61	50.29	4.5	58	48.74	4.3
	都市基 幹公園	総合公園	1	34.0	3.0	1	0.60	0.1
		運動公園	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0
	小 計		1	34.0	3.0	1	0.60	0.1
	計		62	84.29	7.5	59	49.34	4.4
そ の 他 公 園	特殊公園		3	1.20	0.1	2	0.70	0.1
	都市緑地		2	20.16	1.8	2	19.56	1.7
	緩衝緑地		5	58.5	5.2	5	57.1	5.0
	緑道		5	5.64	0.5	4	4.04	0.4
	広場公園		1	0.80	0.1	1	0.80	0.1
	計		16	86.30	7.7	14	82.2	7.3
合 計			78	170.59	15.1	73	131.54	11.6

注：人口は令和 7 年 4 月 1 日現在 113,242 人

■都市公園現況図



■都市公園の配置図



②公共施設緑地

市公園以外の施設緑地として、公共施設緑地は駅前広場、緑地、市民農園、公共教育施設のグラウンドなどの「都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設」と、道路、保育園、市民館、児童館などの「公共公益施設」に区分し抽出した結果、市全体では、518 箇所 201.98ha が整備されており、人口 1 人当り公共施設緑地面積は 17.84 ㎡となっています。

■公共施設緑地（施設面積）※データは精査中

種 別		2017(H27)			2025(R7)		
		箇所数 (路線数)	面積 (ha)	1人当たり 面積 (㎡)	箇所数 (路線数)	面積 (ha)	1人当たり 面積 (㎡)
公園緑地に準じる機能を持つ施設	駅前広場	8	2.55	0.22	6	1.44	0.13
	緑地	111	24.45	2.15	124	20.99	1.85
	市民農園	2	4.12	0.36	2	3.88	0.34
	公共教育施設のグラウンド等	小学校グラウンド	22	15.87	21	15.26	1.35
		中学校グラウンド	11	12.48	11	12.48	1.10
		高等学校グラウンド	3	5.34	3	5.34	0.47
	小 計	36	33.69	2.97	35	33.08	2.92
	河川緑地	1	20.37	1.79	1	20.37	1.80
	港湾緑地	1	7.12	0.63	1	7.12	0.63
	ちびっこ広場等	85	5.84	0.51	66	4.44	0.39
	運動広場	5	16.53	1.45	3	7.37	0.65
	文化遺跡等	6	1.20	0.11	-	-	-
	ため池	41	40.10	3.53	41	40.10	3.54
	計	296	155.97	13.72	279	138.79	12.3
公共公益施設	道路の植栽	119	12.52	1.10	117	9.01	0.80
	保育園	18	6.14	0.54	18	6.38	0.56
	市民館	6	1.21	0.11	5	1.05	0.09
	公民館	10	1.50	0.13	11	1.71	0.15
	児童館	14	1.54	0.14	13	1.65	0.15
	敬老の家	21	0.49	0.04	14	0.43	0.04
	健康交流の家	3	0.18	0.02	3	0.18	0.02
	庁舎	4	3.09	0.27	3	3.09	0.27
	警察機関	7	0.54	0.05	7	0.54	0.05
	消防機関	3	1.25	0.11	3	1.23	0.11
	福祉施設	4	1.75	0.15	6	3.37	0.30
	浄水場及びポンプ場	12	21.58	1.90	12	21.58	1.91
	その他官公署	27	12.53	1.10	27	12.95	1.14
	計	248	64.32	5.66	239	63.17	5.58
合 計		544	220.30	19.37	518	201.98	17.84

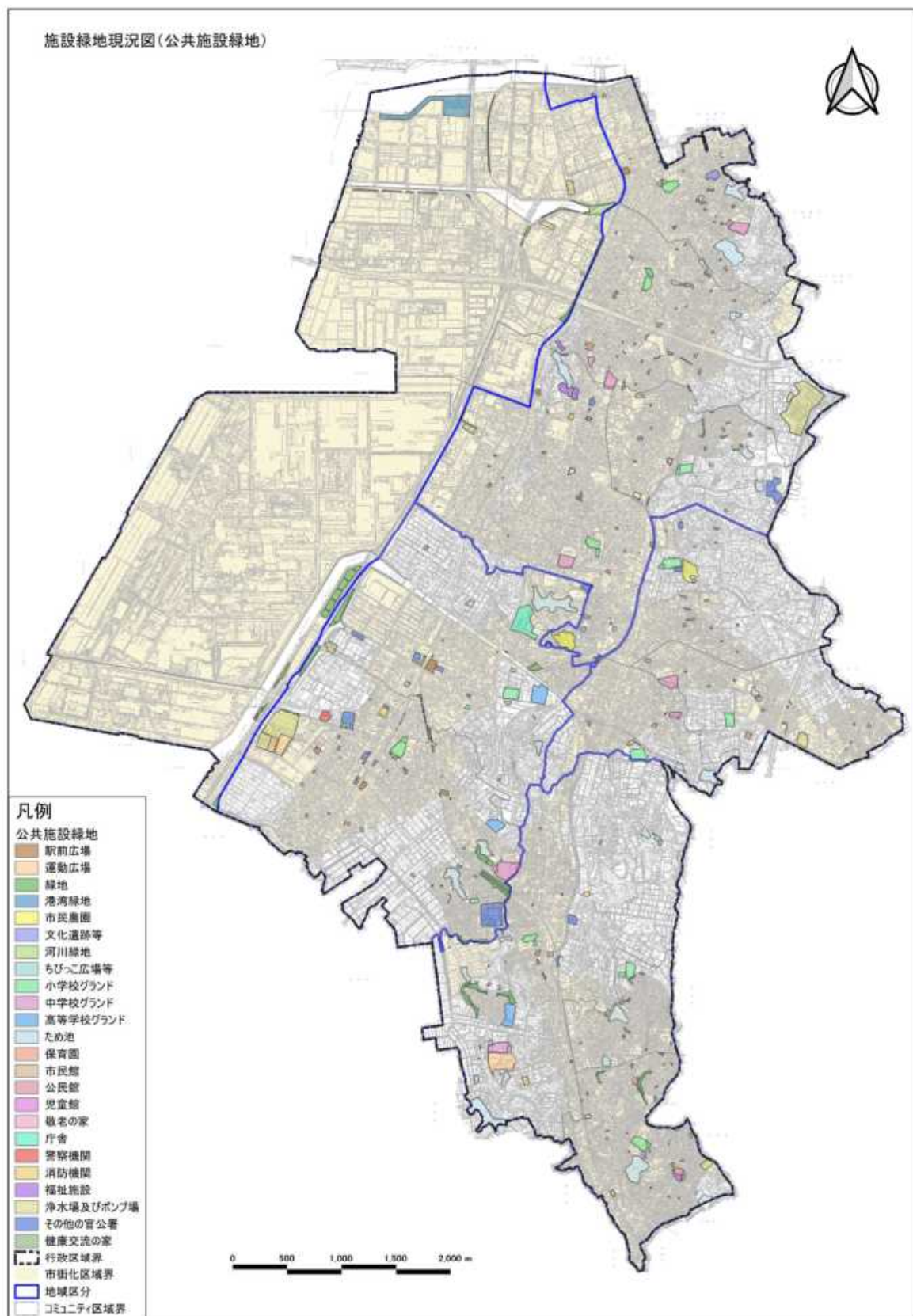
注 1：一人当たり面積へ換算するための人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在は 113,242 人、平成 27 年 4 月 1 日現在は 112,681 人をそれぞれ使用。

注 2：小学校グラウンド、中学校グラウンドの集計には、プールも含めて計上。

注 3：平成 27 年の文化遺跡等は、ちびっこ広場等との重複部分を除く。令和 7 年は地域制緑地（法によるもの）で計上

注 4：道路の植栽は、駅前広場との重複部分を除く。

■公共施設緑地 現況図



※図は精査中

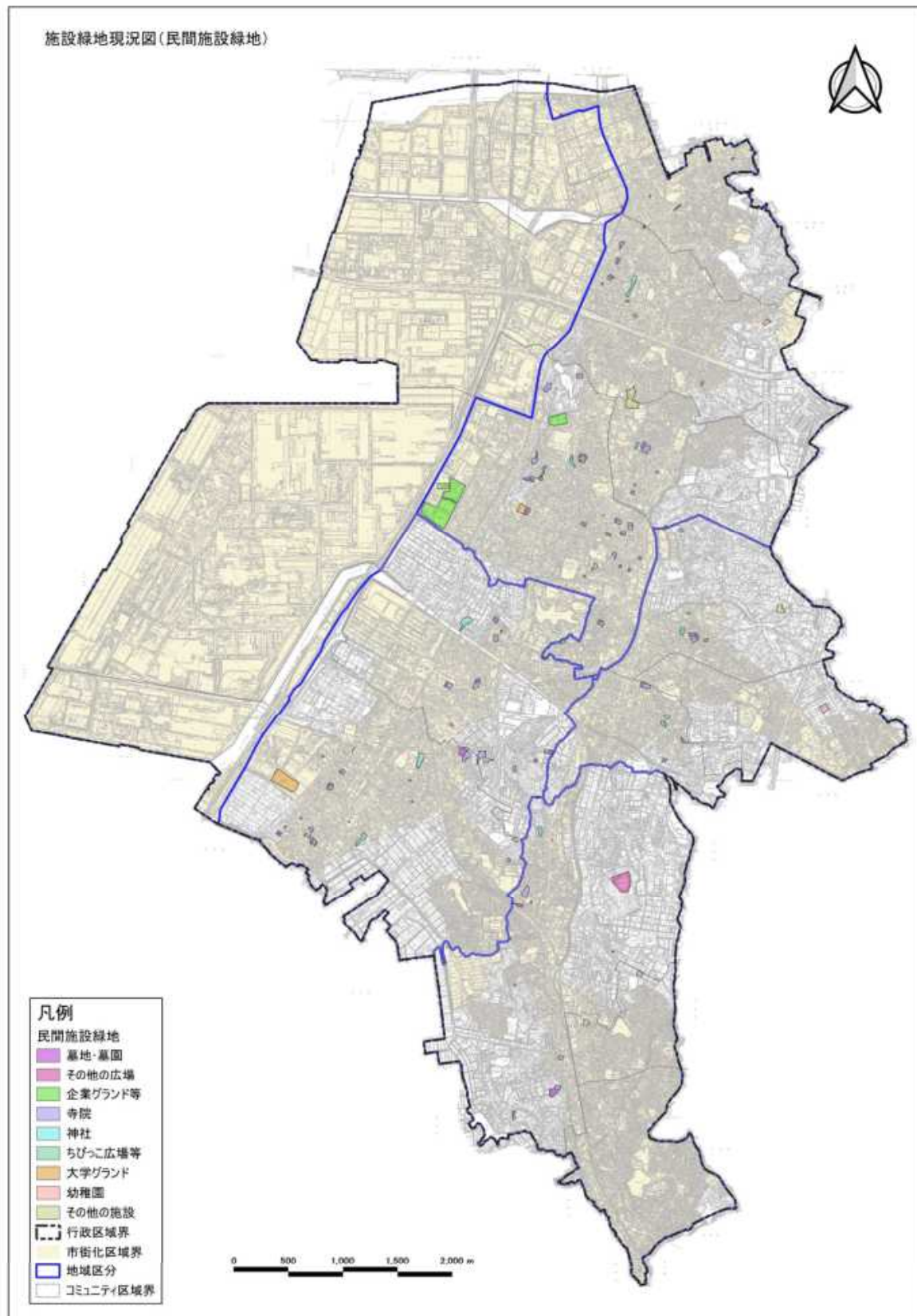
③民間施設緑地

都市公園及び公共公益施設以外の施設緑地として、ある程度継続的な緑地
使用が期待できる、大学グラウンド、企業グラウンド、寺院、神社などを抽
出した結果、市全体では、139箇所 32.66ha となっています。

■民間施設緑地 ※データは精査中

項 目	2017(H27)		2025(R7)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
ちびっこ広場等	2	0.18	2	0.18
幼稚園	5	2.17	5	2.35
大学グラウンド	2	2.46	2	2.46
企業グラウンド等	4	7.70	4	7.70
寺院	40	6.98	40	6.98
神社	23	4.41	23	4.41
墓地・墓園	61	4.62	59	4.54
その他施設	3	2.26	3	2.26
その他の広場	1	1.79	1	1.79
合 計	141	32.56	139	32.66

■民間施設緑地 現況図



※図は精査中

2-2-2 地域制緑地

①法によるもの

本市における地域制緑地の法指定状況等をみると、都市計画法に基づく風致地区が約 59ha、生産緑地法に基づく生産緑地地区が約 17ha、農業振興地域整備法に基づく農用地区域が約 475ha、河川法に基づく河川区域が約 25ha、保安林が約 1.6ha、森林法に基づく地域森林計画対象民有林が約 63ha、文化財が約 1.3ha となっています。

農用地区域については、市街化調整区域内の良好な農地が指定されています。

■地域制緑地の指定状況 ※データは精査中

項 目	2017(H27)		2025(R7)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
風致公園	1	58.00	1	59.00
生産緑地地区	207	30.50	119	17.10
農用地区域	73	475.44	73	475.44
河川区域	10	24.73	10	24.73
保安林	17	1.64	17	1.64
地域森林計画対象民有林	83	62.63	83	62.63
文化財	-	-	11	1.26
合 計	391	652.94	314	641.80

注 1：保安林は、地域森林計画対象民有林と重複するものを除く。地域森林計画対象民有林と重複する面積は 6.10ha であり、箇所数は筆数を記載。

注 2：文化財は、平成 27 年では文化遺跡等として、公共施設緑地に計上されているが、令和 7 年では地域制緑地（法によるもの）で計上。ちびっこ広場等との重複部分を除く。

②条例等によるもの

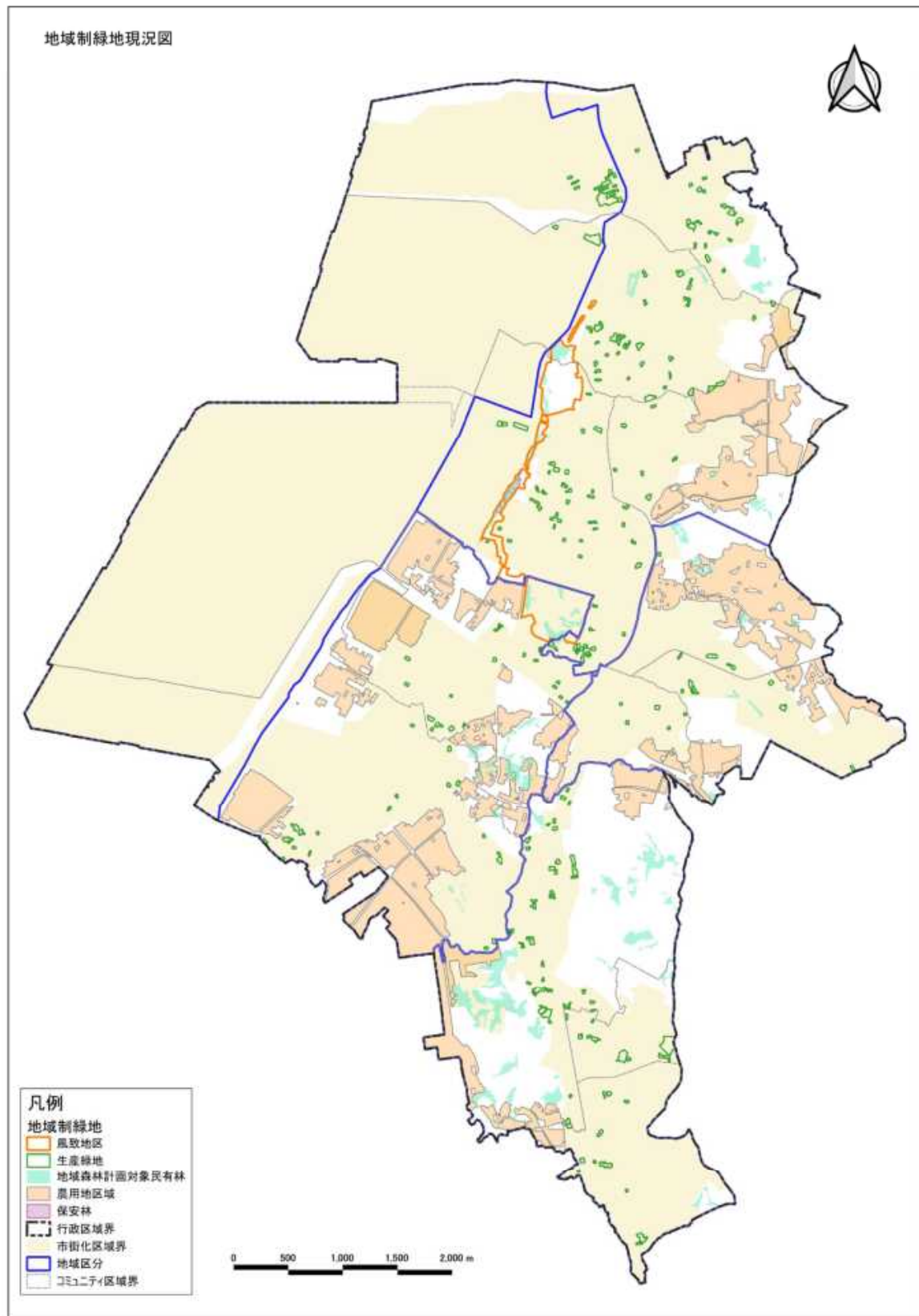
条例等による地域制緑地の指定状況等をみると、「東海市緑化および花いっぱい推進条例」に基づく保全地区が約 14.6ha（市街化区域内 3.4ha、調整区域内 11.2ha）、保存樹木が 449 本指定されており、この条例により、貴重な民有樹林の環境を維持するとともに、失われつつある緑地を回復し、市民の緑に対する関心を高めています。

また、臨海部の工場群は本市の大きな特徴であり、工場緑化を積極的に推進するために工場緑化協定を 55 社（緑地面積約 15.8ha）と締結し、各事業所に敷地の概ね 10%を目標に緑化計画を策定し、良好な職場環境を育成するだけでなく、健康で明るい街づくりに寄与することに協力を得ています。

■条例等の指定状況 ※データは精査中

項 目		2017(H27)	2025(R7)
東海市緑化および花いっぱい推進条例	保全地区	18.5ha	14.6ha
	保存樹木	472 本	449 本
工場緑化協定	協定事業所	60 社	55 社
	緑地面積	18.9ha	15.8ha

■地域制緑地 現況図



※図は精査中

(参考) 地域別の都市公園・ちびっこ広場の誘致圏域

市内には、計 66 箇所のちびっこ広場が整備されており、住区基幹公園と同等の機能を有していると考えられます。街区公園と同様の誘致圏域を設定した場合、市街化区域（臨海部地域を除く）における公園およびちびっこ広場の誘致圏域面積は 1,671ha となり、市街化区域全体（1,727ha）に対する割合は 97%を示します。

地域別の公園・ちびっこ広場の誘致圏域の割合は、東部地域で 95%、中央地域で 96%、北部地域で 94%を占めています。

■市街化区域内の公園・ちびっこ広場誘致圏域面積（臨海部地域を除く）

市街化 区域面積(ha)	市街化区域内の 公園・ちびっこ広場誘致圏面積(ha)	市街化区域内の 公園・ちびっこ広場誘致圏割合
1,727	1,671	97%

注 1：臨海部地域は、工業専用地域が大部分を占めるため、除いて整理

注 2：市街化区域面積は公表値を採用。

注 3：市街化区域内の公園誘致圏面積は、GIS により算出。

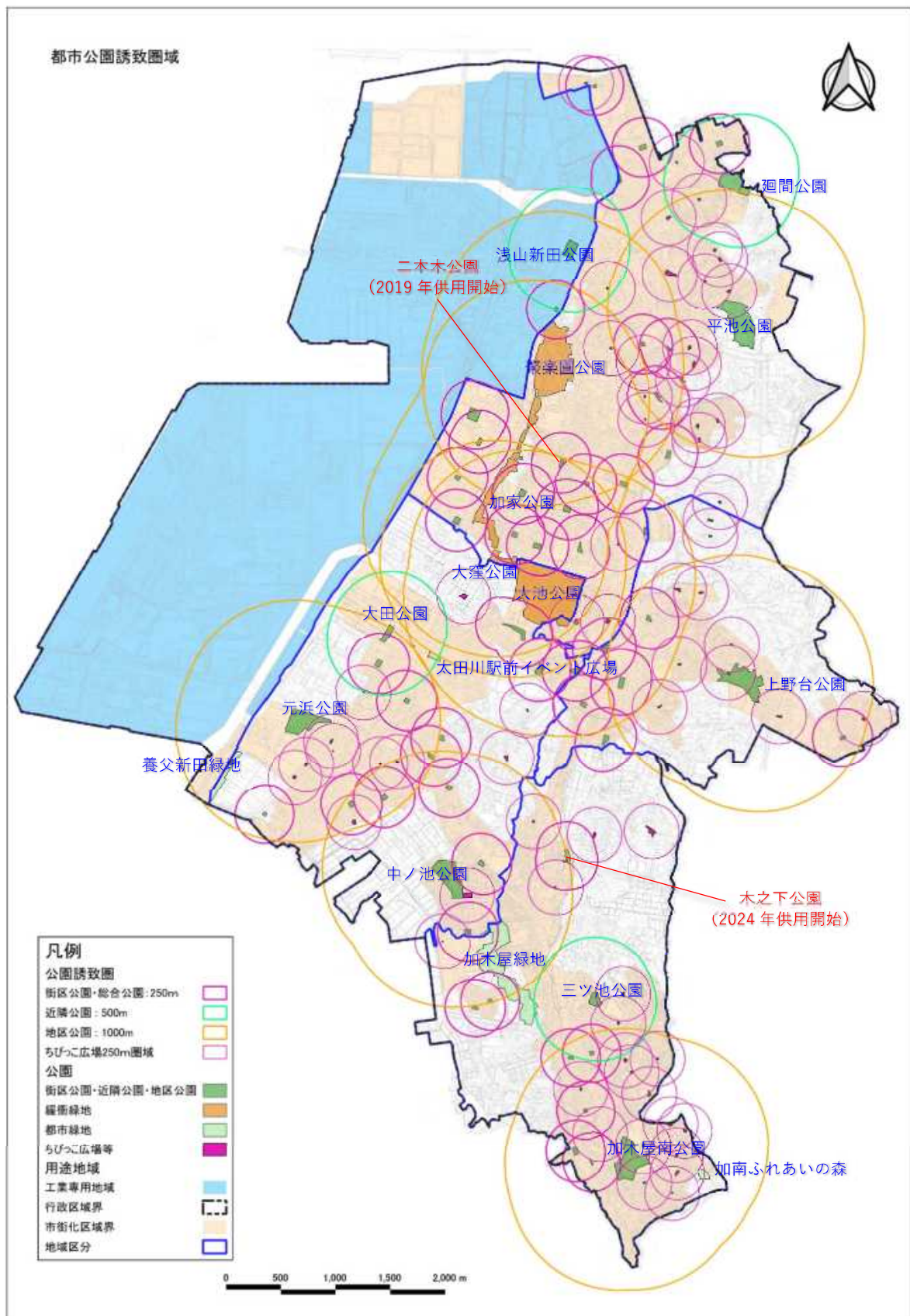
■地域別の公園・ちびっこ広場誘致圏域面積

	北部地域	東部地域	中央地域	南部地域	臨海部地域
地域区分内の 公園・ちびっこ広場誘致圏面積(ha)	901	437	780	497	355
地域面積 (ha)	961	462	815	689	1,417
地域区分内の 公園・ちびっこ広場誘致圏割合	94%	95%	96%	72%	25%

注 1：地域面積は公表値を採用。

注 2：地域内の公園誘致圏面積は、GIS により算出。

■都市公園・ちびっこ広場の誘致圏域図



(1) 緑被地

「緑被地」とは、植物などで被われた土地のことを指します。市内の緑被率を衛星写真により計測した結果、市全域の緑被率は 27.6%となります。緑被地の推移について、現行計画策定時と比較すると、市域全体で約 29ha (0.7%) の緑が減少しており、その内、市街化区域は約 127.0ha (3.8%) の緑が増加し、市街化調整区域は約 157ha (7.6%) の緑が減少しています。

■緑被地の集計

面積の単位：ha

区分	平成 17 年度	平成 27 年度			令和 7 年度		
	行政区域内	行政区域内	市街化区域内	市街化調整区域内	行政区域内	市街化区域内	市街化調整区域内
緑被地 (農地・樹木・竹林・草地・休耕地)	1350.60	1197.27	372.76	824.51	1174.98	501.94	673.04
河川・ため池	65.03	32.09	14.44	17.65	24.99	12.30	12.69
緑被地計	1,415.63	1,229.36	387.20	842.16	1199.97	514.24	685.73
行政区域面積	4,336.00	4,343.00	2,969.00	1,374.00	4343.00	3066.00	1277.00
緑被率	32.6%	28.3%	13.0%	61.3%	27.6%	16.8%	53.7%

注 1：平成 17 年度は航空写真の判読により一団の面積が 500 m²以上の緑被地を抽出して計測

注 2：平成 27 年度は平成 17 年度と同様に航空写真の判読だが、一団の面積が 500 m²以下の緑被地も含む。

注 3：平成 17 年では、ため池面積はため池台帳等による集計結果が反映している。平成 27 年度の河川・ため池面積も台帳の集計結果を反映した場合は、「河川・ため池」は 64.8ha (平成 17 年からの増減面積は 0.23ha 減、比率 0.4%減) となる。

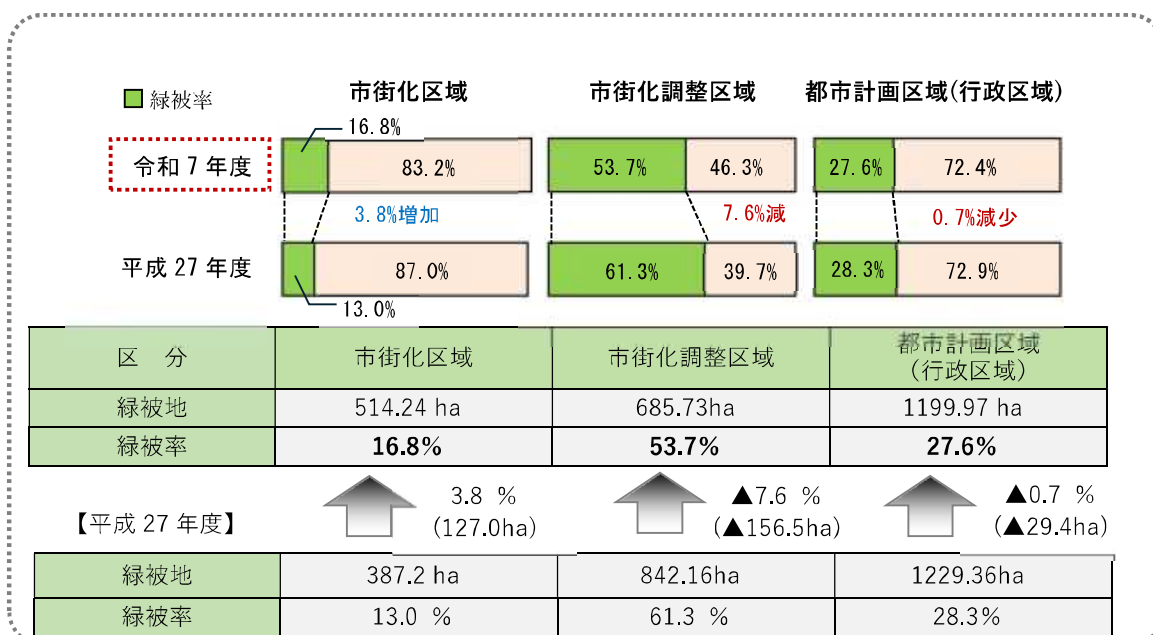
注 4：平成 27 年度の行政区域面積は、臨海部の埋立てにより 4,336.0ha から 4,343.0ha に変更となっている。

注 5：令和 7 年度の市街化区域面積は、区域区分見直しにより、2969.0ha から 3066.0ha に変更となっている。

注 6：令和 7 年度の緑被地は衛星写真(R7.6.30 撮影)から、画像解析処理(赤色バンドと近赤外バンドを使用し、植生の有無や緑量を定量的に表す NDVI (正規化植生指数) から算出)を実施し、緑被地を算出。

注 7：令和 7 年度のため池は平成 27 年のポリゴンデータをベースとし、画像解析処理により算出。

■区域ごとの緑被地の比較



■緑被地の解析手法

緑被地については、令和 7 年 6 月 30 日に撮影された衛星写真から、緑被地を抽出します。

■衛星写真の諸元一覧

項目	内容
衛星名	WorldView-3 衛星
バンド数	4 バンド (B1:青 B2:緑 B3:赤 B4:近赤外)
解像度	0.3m
観測日	2025 年 6 月 30 日
製品内容	AW3D オルソ パンシャープン画像
処理レベル	オルソ・大気補正済み/16bit 階調データ

- ・衛星写真データの赤色バンドと近赤外バンドを使用し、植生の有無や緑量を 定量的に表す NDVI (正規化植生指数) を算出し、緑被地を抽出します。NDVI は-1~1 の値を示し、1 に近づくほど緑量が多いことを示します。

■計算式

$$NDVI = (IR - R) / (IR + R) \quad ※ \text{ IR = 近赤外バンド、R = 赤色バンド}$$

- ・衛星写真を参照し、NDVI 値を 0.01 刻みで変化させ、僅かでも緑 (植生) が存在すれば緑被として抽出されるよう調整し、緑被範囲を抽出します。(今回は全体的に植生が適切に抽出された時の閾値 NDVI 0.35 以上を緑被と設定)
- ・近赤外バンドの反射が大きい高反射素材のトタン屋根やビニールシート等、薄雲や雲影などでの影響で確認できない箇所は目視判読により、緑被地を抽出します。
- ・ため池などの水面は、藻類が繁殖している場合は緑被地として抽出されます。



トゥルーカラー画像



フォルスカラー画像



緑被範囲 (緑色範囲)

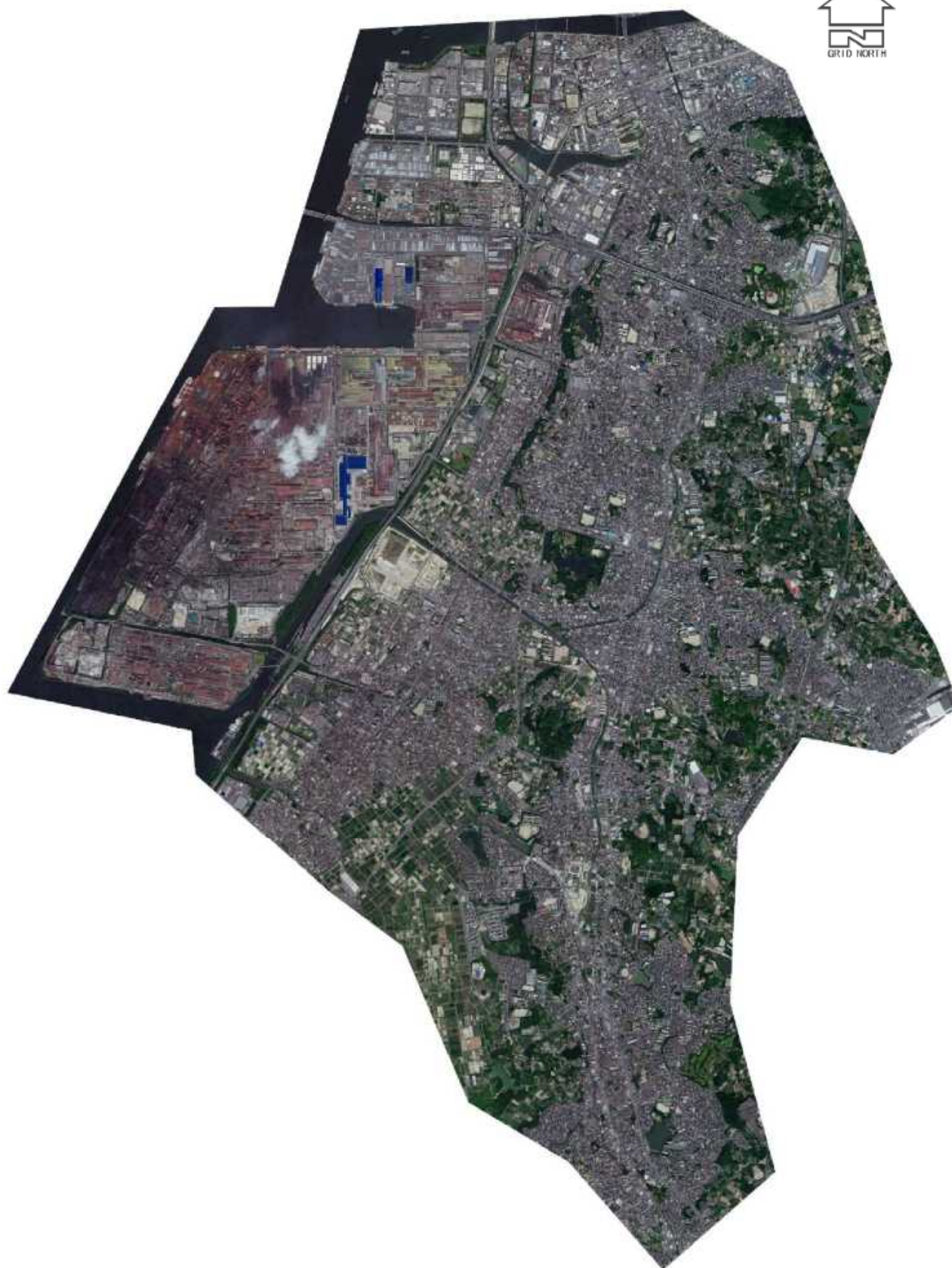
※トゥルーカラー画像

人の目で確認できる色に近い表示となるように、青色、緑色、赤色の 3 つのバンドを合成した画像

※フォルスカラー画像

近赤外バンドを赤色、赤色バンドを緑色、緑色バンドを青色で表示させ、植生を赤く強調表示させた画像

■ 衛星写真(R7.6.30 撮影)



(参考) 地域別の緑被地

東海市都市計画マスタープラン（R6.3）において、定められている地域別構想の地域区分ごとに緑被地を算出します。最も緑被率が高い地域は加木屋緑地を始め、ため池や農地が豊富な南部地域（42.3%）であり、最も低い地域は工業用地が広がる臨海部地域（11.9%）となっています。

■ 地域別の緑被地

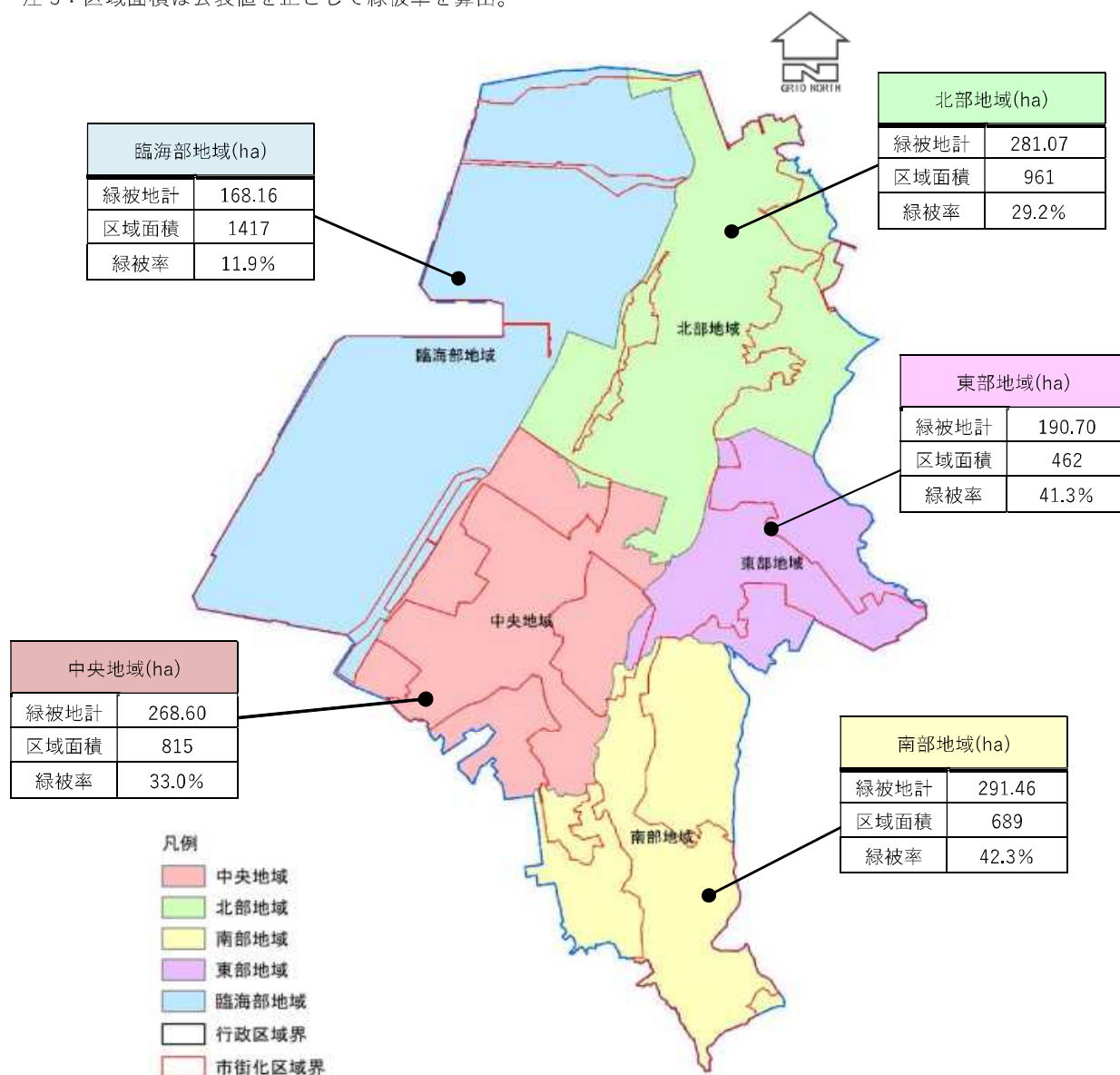
面積の単位：ha

区分	北部地域	東部地域	中央地域	南部地域	臨海部地域	計
緑被地計	281.07	190.70	268.60	291.46	168.16	1199.98
区域面積	961	462	815	689	1417	4344
緑被率	29.2%	41.3%	33.0%	42.3%	11.9%	27.6%

注 1：令和 7 年度の緑被地は衛星写真から、画像解析処理(赤色バンドと近赤外バンドを使用し、植生の有無や緑量を定量的に表す NDVI（正規化植生指数）から算出)を実施し、緑被地を算出。

注 2：令和 7 年度のため池は平成 27 年のポリゴンデータをベースとし、画像解析処理により算出。

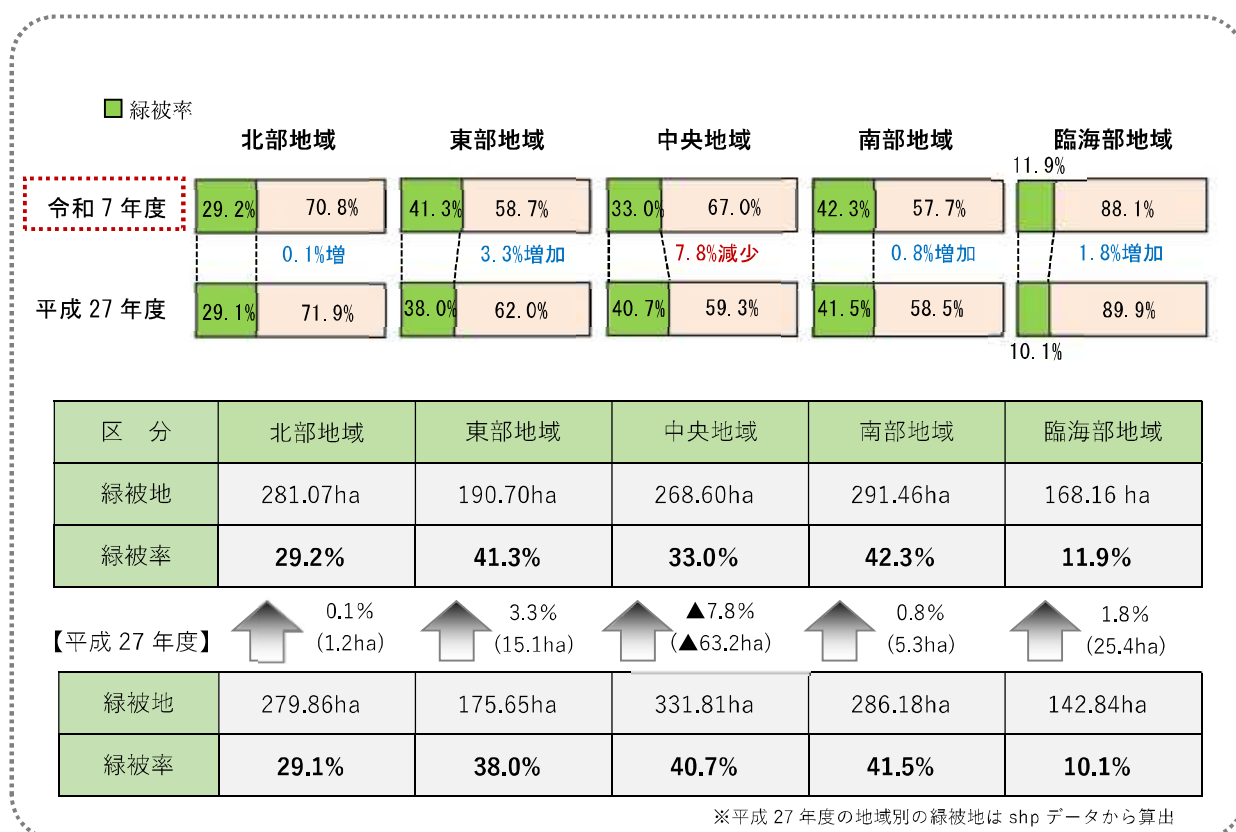
注 3：区域面積は公表値を正として緑被率を算出。



【地域別の緑被地の経年変化】

緑被地の推移について、10 年前に調査したデータと比較すると、中央地域では約 63.2ha（7.8％）の緑が減少しており、東部地域では約 15.1ha（3.3％）の緑が増加しています。中央地域は、東海太田川駅西土地区画整理事業や農地の減少などにより、緑が減少しています。

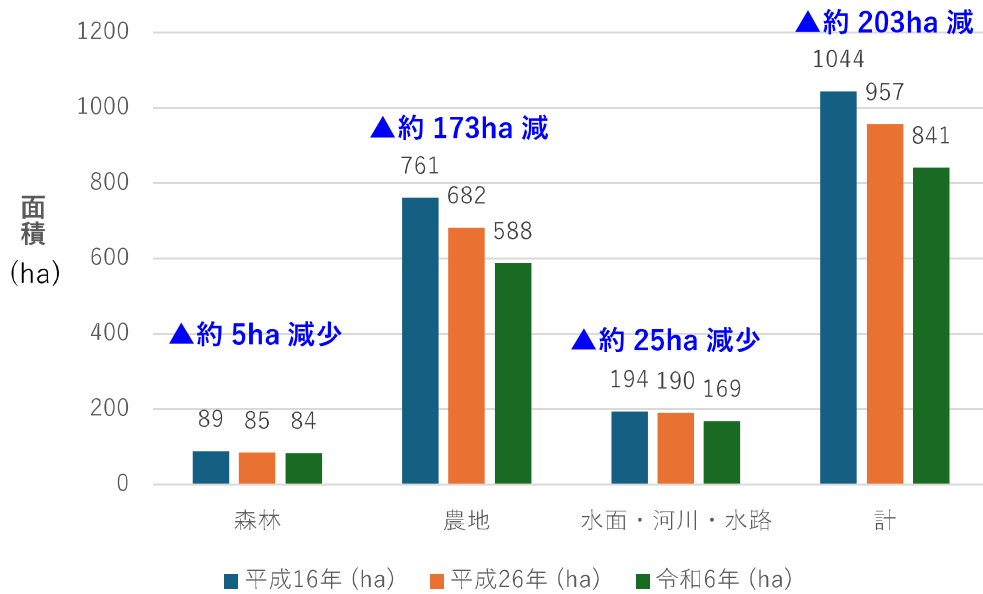
■区域ごとの緑被地の経年変化



(参考) 土地利用からみられる緑地の変化

「土地に関する統計年報」(愛知県)の数値から、これまでの緑地の変化を比較すると、東海市では、平成16年から令和6年の間で約203haの緑が減少しており、主に農地が減少しています。

■土地利用からみられる緑地の推移



【「土地に関する統計年報」の集計値による東海市の緑地の変化】

種 別		H16 年 (ha)	H26 年 (ha)	R6 年 (ha)
森林	民有林	89	85	84
農地	田	228	213	169
	畑	533	469	419
	小計	761	682	588
水面・河川・水路		194	190	169
計		1044	957	841
(行政区域面積)		(4,336)	(4,346)	4343

注1：平成26年の行政区域面積は4,336haから4,343haに変更になっている。

出典：平成16年、平成26年、愛知県『令和6年版「土地に関する統計年報」』

2-4-1 レクリエーション施設

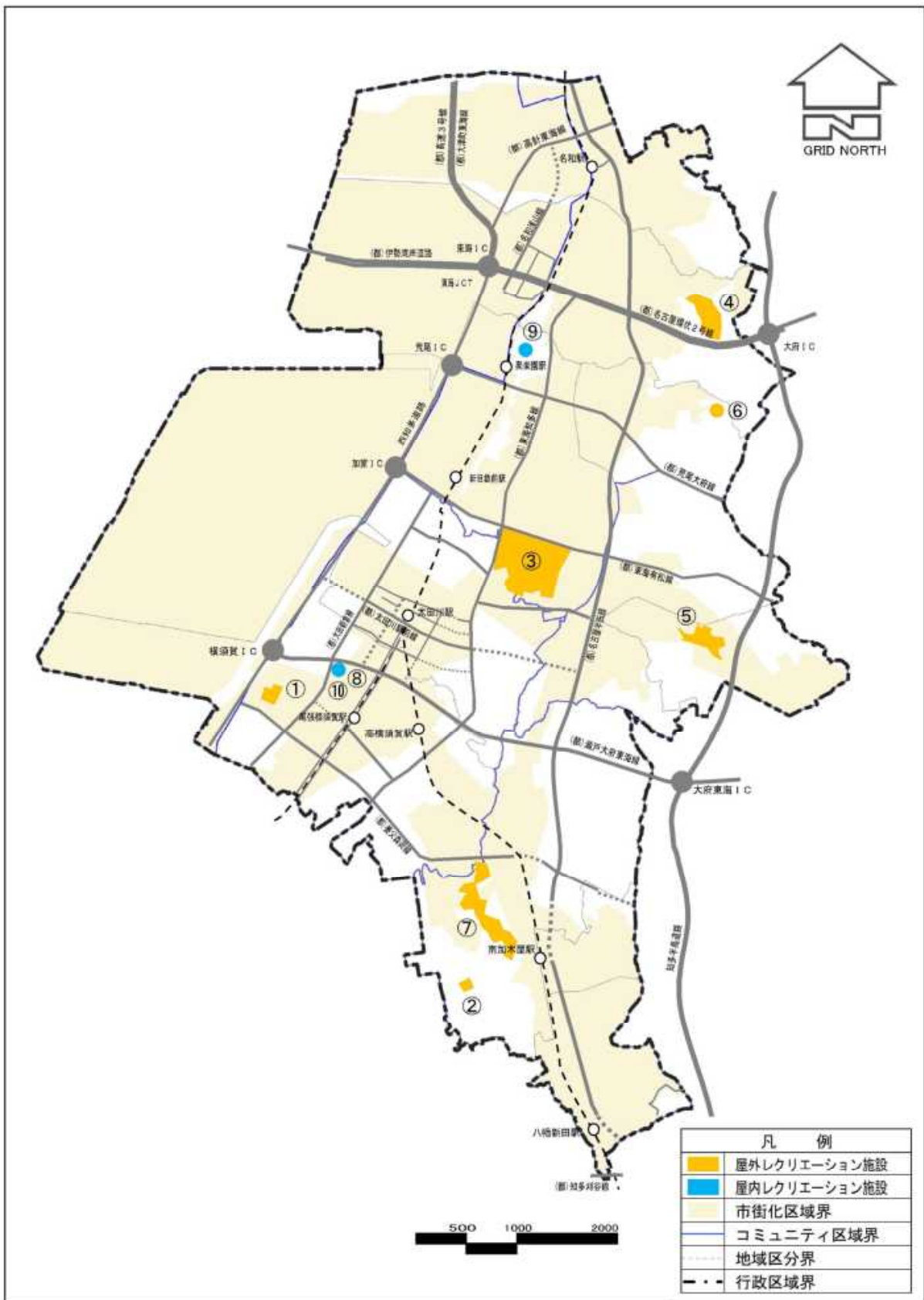
本市のレクリエーション施設（開放している学校体育施設、学校プールを除く）は、以下のとおりです。

■レクリエーション施設の状況

施設名		施設概要	種目
屋外	①元浜スポーツ広場	元浜テニスコート(2面)	テニス
		元浜サッカー場(1面)	サッカー
		元浜パターゴルフ場 (9ホール)	パターゴルフ
		元浜港ゲートボール場(1面)	ゲードボール
	②加木屋運動公園	加木屋球場(1面)	軟式野球、ソフトボール等
		加木屋テニスコート(10面)	テニス
	③大池公園	野球場(1面)	軟式野球、ソフトボール等
		テニスコート(2面)	テニス
	④平地公園	野球場(1面)	軟式野球、ソフトボール等
		テニスコート(2面)	テニス
	⑤上野台公園	テニスコート(2面)	テニス
	⑥荒尾スポーツ広場	グラウンド・ゴルフ場(2面)	グラウンド・ゴルフ
屋内	⑧市民体育館	クロスカントリーコース	4コース、(2.5kmコース、1周400m・500m)
		メインアリーナ	バスケットボール、バレーボール、テニス、ハンドボール、卓球、バドミントン等 観客席(固定席1,270席)
		サブアリーナ	バスケットボール、バレーボール、テニス、卓球、バドミントン等
		剣道場	剣道他
		柔道場	柔道他
		弓道場	弓道
		会議室	100名
		役員室	20名
		トレーニング室	各種トレーニング機器、エアロビクス等
	⑨しあわせ村	温水プール	水泳等
		トレーニング室	各種トレーニング機器
	⑩勤労センター	トレーニングスタジオ	ヨガ・エアロビクス等

出典：東海市HP「スポーツ施設」

■レクリエーション施設の状況図



2-4-2 防災（避難に関する計画）

災害対策基本法施行令に定める基準に従って、災害の種類に応じ指定緊急避難場所を指定しています。

避難先は、大きな被害が予想されるとき、事前に屋外で安全に避難できる場所となる「広域避難場所」（23箇所）をはじめ、地域の実情に応じた避難所等（拠点避難所、予備拠点避難所、一時避難所、避難可能箇所、福祉避難所）を確保しています。

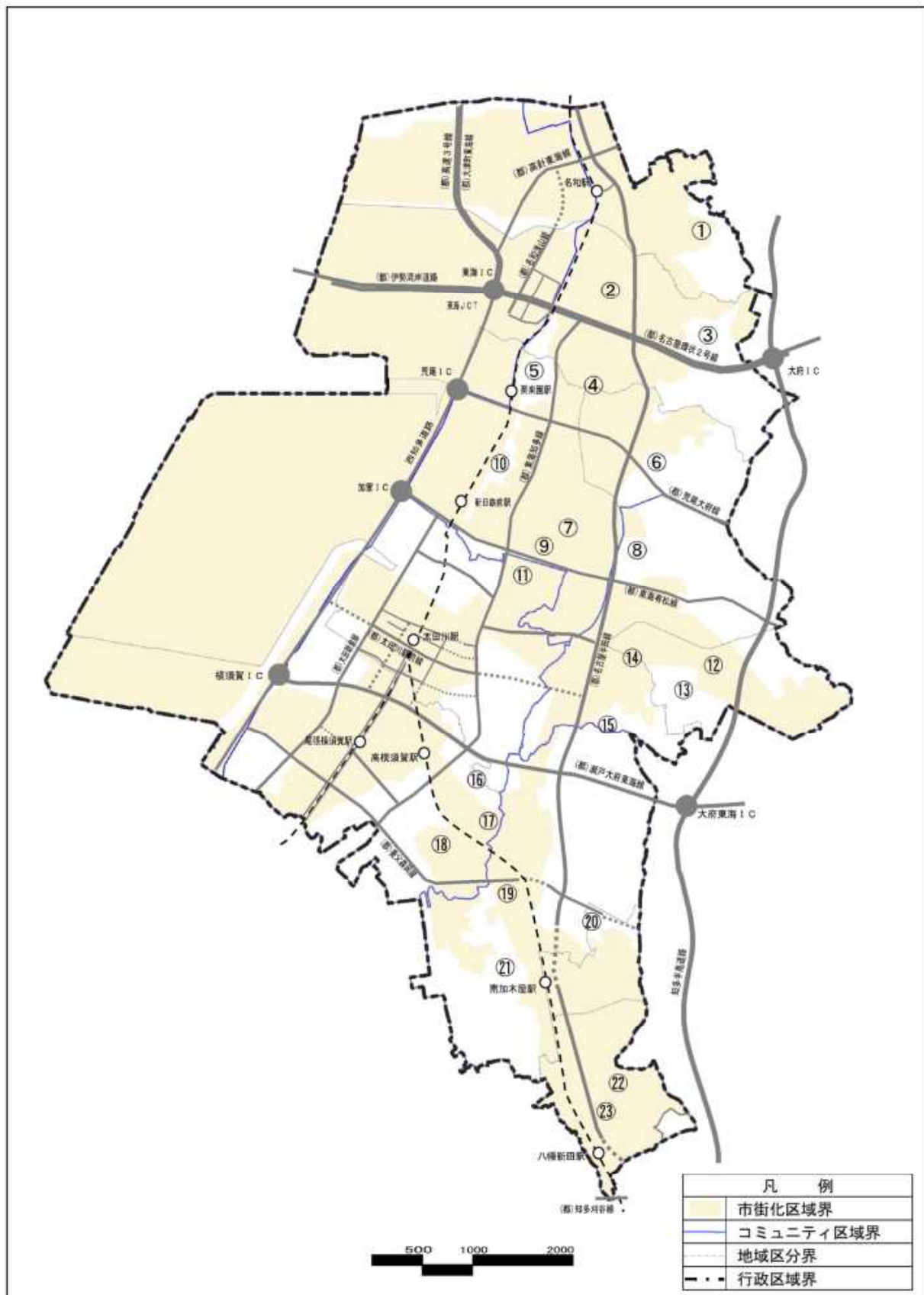
■広域避難場所

NO.	名称	所在地	面積(㎡)	収容可能人員(人)
①	名和中学校	名和町中首羅 1-1	15,724	7,710
②	名和小学校	名和町山東 10	8,489	4,240
③	平地公園	名和町法秀 1-1	9,800	4,900
④	上野中学校	名和町奥平戸 28	11,892	5,940
⑤	緊楽園公園	荒尾町西廻間 2-1	8,700	4,350
⑥	渡内小学校	荒尾町義呂 1-1	8,966	5,050
⑦	平洲小学校	荒尾町片坂 1	9,987	4,990
⑧	明倫小学校	荒尾町土取 1-1	14,298	6,260
⑨	平洲中学校	富貴ノ台五丁目 181	13,039	6,510
⑩	加家公園(メルヘンの森)	富貴ノ台一丁目	970	480
⑪	大池公園	中央町三丁目 1	25,000	12,500
⑫	上野台公園	富木島町山田 7-1	6,900	3,450
⑬	富木島小学校	富木島町手代 44	8,507	4,250
⑭	富木島中学校	富木島町向イ 27	13,540	6,770
⑮	船島小学校	富木島町船島 1-1	13,400	6,700
⑯	横須賀高等学校	高横須賀町広脇 1	33,147	16,570
⑰	横須賀中学校	高横須賀町猫狭間 2	30,162	15,080
⑱	中ノ池公園	中ノ池六丁目 1-1	3,500	1,750
⑲	加木屋小学校	加木屋町編笠 9	7,188	3,590
⑳	三ツ池小学校	加木屋町鎌吉良根 9	10,827	5,410
㉑	東海南高等学校	加木屋町社山 55	22,577	11,280
㉒	加木屋南小学校	加木屋町泡池 2	11,182	5,680
㉓	加木屋南公園	加木屋町南鹿持 16-1	2,100	1,050
計		23 箇所	1,316,044	144,510

※小・中学校についてはグラウンドを対象とする。

出典：東海市「東海市地域防災計画」（令和 6 年（2024 年）3 月修正）、附属資料

■ 広域避難場所の状況図



2-4-3 ウォーキングコース

本市では、名鉄常滑線及び名鉄河和線の駅を起点として、市内の公園や緑地を歩いて巡る「ウォーキングルート」(遊・悠・友と歩こう5つの散策ルート)を紹介しています。

コースは、本市を代表する4つの公園(聚楽園公園、加家公園、大窪公園、大池公園)と「どんでん広場」を結び、自然の風と音、香りを楽しみながら巡る全5つのコースとなっています。

■遊・悠・友と歩こう健康ロード(全体マップ)



■太田川駅と聚楽園駅を結び、
東海市を代表する4つの公園を繋ぐルート



■太田川駅を拠点とし、
東海市を代表する公園を結ぶルート



■尾張横須賀駅を拠点とし、3つの公園と緑道を
結ぶルート



■高横須賀駅と南加木屋駅を結び、3つの公園と緑地
を結ぶルート



■南加木屋駅と八幡新田駅を結び、3つの公園と緑道
を結ぶルート



出典：東海市 HP「遊・悠・友と歩こう健康ロード」

3 緑を取り巻く社会環境の整理

3-1 緑に関する社会情勢の変化

近年、緑のまちづくりに関する**社会情勢が変化**しています。

1) 脱炭素社会の実現 ～2050年ゼロカーボンシティ宣言～

- 本市は、令和4年3月1日の市長の政策方針演説の中で「**2050年を目途に温室効果ガスの排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指す**」ことを表明
- 今後、「**ゼロカーボンシティの実現**」に向けて、**市民・事業者・市役所が一体となって**取り組んでいく

2) 人と自然の共生 ～30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標～

- 「**30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標**」とは、**2030年(令和12年)までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標**
- 2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」におけるグローバルターゲットの1つ

3) ニューノーマルへの適応 ～緑とオープンスペースの柔軟な利活用～

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたデジタル化の進展も相まって、**市民の生活様式が大きく変化(ニューノーマル)し、価値観も変化・多様化**
- 公園や自然等に求められるニーズも変化・多様化し、**街路空間や公園緑地、水辺空間などの様々な緑やオープンスペースの柔軟な利活用**に期待

4) グリーンインフラの実装 ～緑のまちづくりの質の向上と機能強化～

- 令和6年6月に「**緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)**」が策定され、都市のグリーンインフラとして戦略的に緑の整備・保全・育成
- 公園緑地を都市の貴重な環境基盤として捉え、**雨水貯留・浸透機能の維持・向上、生物多様性の保全・創出、賑わい創出等**に向け多機能性を保全・利活用

5) 持続可能なまちづくりの推進 ～官民連携による緑のまちづくり～

- 緑に関する取組は、平成27年の国連サミットで採択された**SDGs(持続可能な開発目標)の達成**に寄与するものであり、官民連携による緑のまちづくりに期待

1)「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」(緑の基本方針)
都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6年法律第40号)を踏まえた基本方針

◆ 緑地の保全及び緑化の推進の意義

都市における緑地を含む自然はグリーンインフラとして多様な機能を有しており、市民が健康で文化的な生活をする上で不可欠なものとなっている。

急激な気候変動や生物多様性の損失といった深刻な課題に対する解決手段として、この多様な機能を有する緑地への期待が高まっています。

①気候変動対策

地球温暖化の進行は、豪雨等による自然災害の発生、海面の上昇、生態系の攪乱等により、都市生活、経済活動等に深刻な影響をもたらしています。

緑地は、**植物の光合成によるCO₂の吸収源としての役割**を担うとともに、屋上緑化等による建物等の表面温度の上昇や蓄熱の防止、緑陰による地表面温度の低減を通じて、**ヒートアイランド現象を緩和し、都市内に冷涼な空間をつくる機能**を有しており、猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する**暑熱対策の機能**等、気候変動対策としての緑地への期待が高まっています。

②生物多様性の確保

人類が生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあるとも言われており、**人間活動によって世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し**続けています。

緑地は、動植物の生息地として地域固有の生態系を支える基盤であり、市民がその生態系を学び、保全等に関わることのできる身近な場所です。**ネイチャーポジティブの実現に向けて、良好な自然的環境を有する緑地の保全、再生**が求められています。

③Well-beingの向上

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、身近な緑豊かで開放的な緑地は、健康的な生活に欠かせない貴重なオープンスペースとして、その価値が再認識されました。

緑地は、**大気や水質の改善、騒音の低減、異常気象やヒートアイランド現象の影響の緩和**を通じて、**都市生活における環境に起因する健康リスクの軽減に寄与**すること、また、**ストレスの緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの醸成等**を通じて **Well-beingを支え、精神的・身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下等にも寄与**することが報告されています。

④都市のレジリエンス※¹の向上

緑地は、火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路等となることに加え、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など**気候変動適応策の機能**を有しており、**グリーンインフラ**や**流域治水の観点から都市のレジリエンスを高めるインフラ**として再認識されています。

⑤歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用

緑地は、**地域の気候・風土に応じた多様性を有すること**で、本市の歴史や文化を形成する礎となるとともに、**四季を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出し、地域の個性や次代を担う子どもたちの感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらしています。**

また、緑地は、市民が**地域固有の自然環境や歴史・文化を学ぶことができる環境教育・生涯学習の場としての機能**も有しており、その学びを地域に還元していくことができる場としても期待されています。

⑥都市における生産機能、循環型社会への寄与

緑地の一つである**農地**は、新鮮な農産物の供給、防災や都市環境の保全、住民交流の場等の多様な機能を有し、**都市における生産機能として適正に保全し、有効活用することが求められています。**

また、緑地で発生した剪定枝・落葉等を、堆肥化により有効活用するなど、**循環型社会に寄与**することも期待されています。

⑦ESG 投資※²の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応

企業におけるSDGsや環境への意識の高まりを背景に、ESG投資が拡大するとともに、気候・自然関連の情報開示の取組が浸透し、環境問題を含む社会課題解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しています。

今後、都市のカーボンニュートラルやネイチャーポジティブを実現するためには、**公有地のみならず、民有地における緑地の確保等を図ることも重要であり、ESG投資等の流れを踏まえた民間企業による緑地確保や緑化の取組を促進**する必要があります。

※1 都市のレジリエンス：自然災害や貧困、インフラの老朽化など、都市が直面する様々な危機やストレスに対して、回避、対応、回復、そしてより良く発展する能力を意味する

※2 ESG投資：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の3つの要素を考慮した投資手法。企業が持続的に成長できるか、また社会的な課題の解決に貢献できるかを評価して投資先を選ぶために、従来の財務情報だけでなく非財務情報も加味し、長期的なリターンを目指すとともに、社会全体の持続可能性を高めることを目的とする

◆ 緑地の保全及び緑化の推進の目標

国の基本方針において、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」を実現するため、**都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、市街地においては緑被率3割以上となることを目指す**こととされています。そのため、以下の**3つの都市の実現**に向けた取組を位置づけ、本市の緑地の取組を推進していくことが求められています。

①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

国の地球温暖化対策計画において、森林等の吸収源対策の一つとして「都市緑化等の推進」が位置づけられ、その取組目標として、

- ① 2030 年度における都市緑化による吸収量約 120 万 t-CO₂/年の達成
- ② 2030 年度までに特別緑地保全地区等の指定面積 1,000ha 増加
- ③ 2030 年度までに民間事業者等による緑地確保の取組 300 件認定

を掲げ、官民連携による緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進し、環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現を目指す。

②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

国全体でネイチャーポジティブを実現し、都市においても人と自然が共生した地域づくりを推進していくための 30by30 目標の達成に向け、

- ① 2030 年度までに特別緑地保全地区等の指定面積 1,000ha 増加
- ② 2030 年度までに民間事業者等による緑地確保の取組 300 件認定
- ③ 地域の貴重な緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつける

ことで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進し、生物多様性の主流化によるネイチャーポジティブの実現を目指す。

③Well-being が実感できる水と緑豊かな都市

国全体として都市における緑地の量の確保を引き続き推進し、

- ① 2025 年度までに水と緑の公的空間確保量を 15.2 m²/人
- ② 緑地の質・量の確保を図り、健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮

具体的には、緑地の雨水貯留・浸透機能を活用し都市における安全・安心を確保／緑地の保全・活用等の活動に参画する市民や NPO 法人・民間企業等と官民連携を進めること／人のネットワークを形成するための仕組みづくり／主体的に活動に関わる人材の育成など、**緑地を活用することにより、Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市の実現**を目指す。

2)「都市公園新時代」

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（令和4年10月）の提言

「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国交省）」において、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方について議論・検討され、令和4(2022)年10月に『都市公園新時代』が提言されました。

①新たな時代における都市公園の意義・役割

個人と社会の Well-being の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき

- 持続可能な都市を支える**グリーンインフラ**となる公園
- 心豊かな生活を支える**サードプレイス**となる公園
- 人と人との**リアルな交流、イノベーションを生み出す場**となる公園
- **社会課題解決に向けた活動実践の場**となる公園
- **機動的なまちづくりの核**となる公園

②「使われ活きる公園」の実装化

～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

都市アセットとしての利活用

まちの資産とする

公園のストックを地域の資産として捉え、能動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高揚する

画一からの脱却

個性を活かす

公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する

多様なステークホルダーの包摂

共に育て共に創る

パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める

3) 都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの**場**とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地や良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

① グリーンインフラとしての保全・利活用

- グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定
- 緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用
- 緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化

② 居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- 公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等)

重点戦略【2】しなやかに使いこなす**仕組み**をととのえる

多様化する公園の利活用ニーズに応え、公園がまちづくりの核となるように、地域特性に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る社会実験の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

③ 利用ルールの弾力化

- 画一的な利用ルールの見直しの促進(公園条例の方向性や選択肢の提示等)
- 利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)

④ 社会実験の場としての利活用

- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるために仕組みづくり

重点戦略【3】管理運営の**担い手**を広げ・つなぎ・育てる

管理運営への多様な主体の参画を促進し、自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

⑤ 担い手の拡大と共創

- 公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化
- 利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)

⑥ 自主性・自律性の向上

- 担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告設置等)
- 民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

【横断的方策】⑦ 公園 DX の推進

デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

- 公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化
- DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革

様々な役割を担っている都市における緑地を、**民間の知恵や活力を活かしながら保全・活用していく**ため、平成 29（2017）年に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。

1) 都市公園の再生・活性化 [2017 年]

【都市公園法等】

- 都市公園で**保育所等の設置を可能**に（国家戦略特区特例の一般措置化）
- 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度(Park-PFI)**の創設
 - －収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から**公募選定**
 - －設置管理許可期間の**延伸**（10 年⇒20 年）
 - －民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施
- 公園内の **PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸**（10 年⇒30 年）
- 公園の活性化に関する**協議会の設置**

2) 緑地・広場の創出 [2017 年]

【都市緑地法】

- 民間による**市民緑地の整備**を促す制度の創設
 - －市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
 - －緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加

3) 都市農地の保全・活用 [2017 年]

【生産緑地法,都市計画法,建築基準法】

- 生産緑地地区の一律 500 ㎡の**面積要件**を
市区町村が**条例で引下げ可能**に（300 ㎡を下限）
- 生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン等の設置を可能**に
- **新たな用途地域**の類型として**田園住居地域**を創設

また、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等に向けて、**都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進める**ため、令和 6（2024）年 11 月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。

4) 都市における緑地の質・量両面での確保に向けて [2024 年]

【都市緑地法等】

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保
 - －緑地の保全等に関する**国の基本方針の策定**
 - －都市計画における緑地の位置付けの向上
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
 - －緑地の**機能維持増進事業**について位置付け
 - －緑地の**買入れ**を代行する**国指定法人**の創設
3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
 - －民間事業者等による緑地確保の取組の**認定制度（TSUNAG）**の創設
 - －都市の脱炭素化に資する**都市開発事業の認定制度**の創設

Park-PFI 公募設置管理制度

都市公園において、飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き。

事業者が設置する施設から得られる利益を公園整備に還元することを条件に、事業者は都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。



TSUNAG 優良緑地確保計画認定制度

都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。



◆民間事業者が緑地を整備・管理するメリット

利用者の Well-being の向上



緑地を利用する人に居心地の良い空間を提供し、従業員や来訪者の身体的・精神的な健康と幸福感を高めます。

地域コミュニティとの関係構築



地域住民やステークホルダーとの交流の場として緑地が機能し、地域社会との良好な関係を築くきっかけづくりとなります。



社会課題解決への貢献と企業のイメージアップ

地球環境や地域の社会課題の解決に貢献するとともに、企業のブランドイメージの向上につながります。

4 緑に関する市民意識

4-1 総合計画に関するアンケート結果（抜粋）

第7次東海市総合計画に関するアンケート調査（令和6年度）より、緑に関する項目を抜粋して整理します。

（1）実施概要

調査目的	第7次東海市総合計画において、まちづくりの進み具合を定期的に確認し、より効果の高い施策や事業を展開するために設定する指標の現状値について、「第7次東海市総合計画に関するアンケート調査」にて調査した。	
調査対象	[一般アンケート] 満16歳以上85歳未満の東海市在住者から無作為で抽出した2,500人 [児童生徒アンケート] 小学5年生（1,122人）及び中学2年生（1,114人）、合計2,236人 [職員アンケート]（東海市職員500人）	
調査期間	[一般アンケート] 令和7年(2025年)1月10～2月14日 [児童生徒・職員アンケート] 令和7年(2025年)1月～2月	
回収率	[一般アンケート]	51.4%（1,286/2,500件）
	[児童生徒アンケート]	86.0%（1,923/2,236件）
	[職員アンケート]	85.8%（429/500件）

(2) 結果概要 (抜粋)

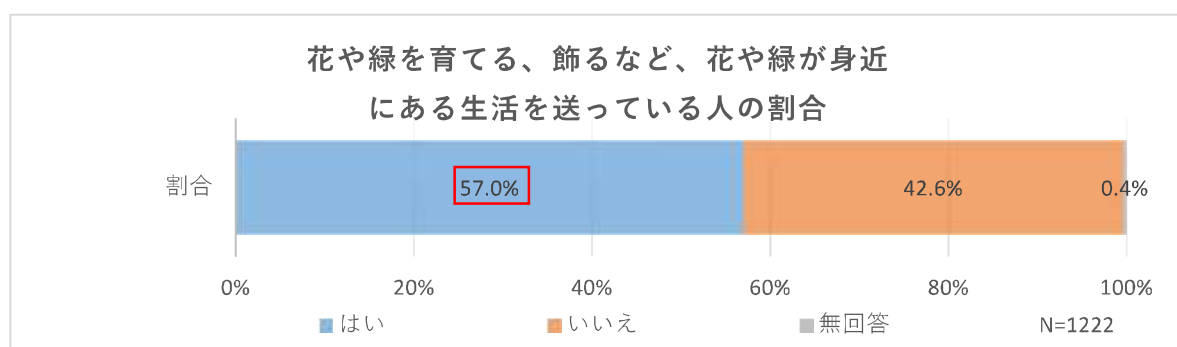
第7次東海市総合計画に関するアンケート調査結果 (抜粋)

設問2 みなさんの暮らしの現状などについて

あなたの日常生活の現状や行動にあてはまるように、「はい」か「いいえ」のどちらか1つ選んで○印をつけてください。

問2-28 この1年間に花や緑を育てたり、飾ったりした

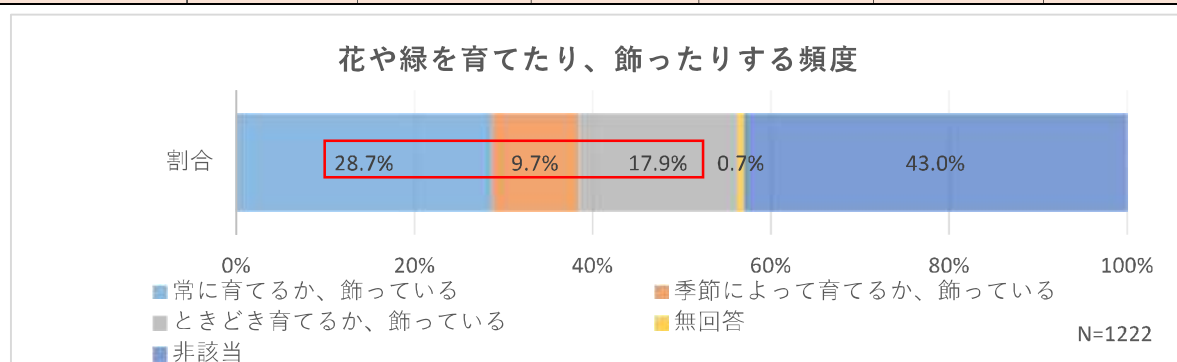
	全体	はい	いいえ	無回答
	1,222	696	521	5
	100.0%	57.0%	42.6%	0.4%



◇花や緑を育てる、飾るなど、『花や緑が身近にある生活を送っている人の割合』は、57.0%と、約半数の市民が『1年の内のどこかで、花や緑にふれあう機会』があるようです。

問1-28-1 どれくらいの頻度で育てたり、飾ったりされていますか。

	全体	常に育てるか、飾っている	季節によって育てるか、飾っている	ときどき育てるか、飾っている	無回答	非該当
	1,222	351	118	219	8	526
	100.0%	28.7%	9.7%	17.9%	0.7%	43.0%



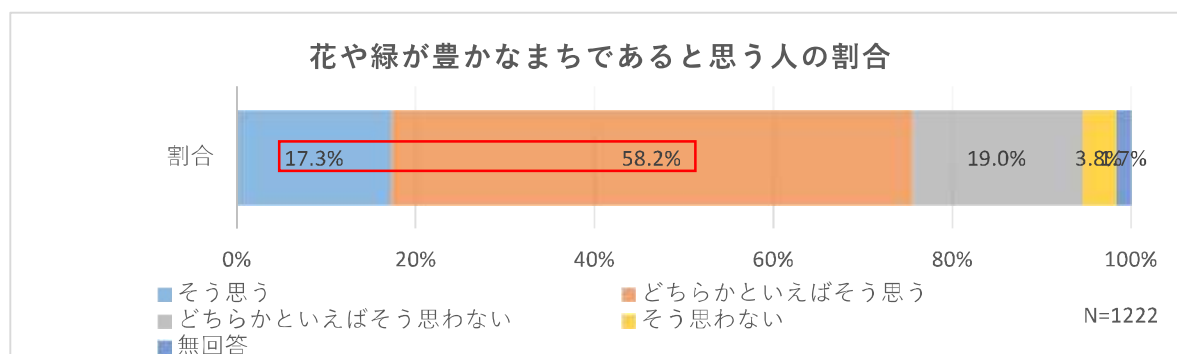
◇『花や緑を育てたり、飾ったりする頻度』は、「常に育てるか、飾っている」市民の割合が28.7%と最も多く、次に「ときどき育てるか、飾っている (17.9%)」、「季節によって育てるか、飾っている (9.7%)」となっています。

設問4 東海市のまちの現状について

東海市のまちの現状について、あなたの考え方に最も近い番号を1つ選んで○印をつけてください。

問4-24 花や緑が豊かなまちである

	全体	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
	1,222	211	711	232	47	21
	100.0%	17.3%	58.2%	19.0%	3.8%	1.7%



◇『花や緑が豊かであると思う市民の割合』は、75.5%（「そう思う」17.3%＋「どちらかといえばそう思う」58.2%）であり、約7割の市民は『花や緑が豊かなまち』だと感じています。

（3）自由意見の整理

第7次東海市総合計画に関するアンケート調査【自由意見】

1 子どもや子育て世代が安心できる居場所づくり《15件》

（主な意見）○子どもが室内で遊べる場所がほしい。（夏の暑い日に過ごせる居場所づくり）
○子どもたちが安全に遊べる場所がほしい。
○自然を利用した施設があるといい。

2 住みやすい環境の保全《18件》

（主な意見）○竹藪や雑草を何とかしてほしい。
○自然を壊さないでほしい。環境破壊につながることは推進しないでほしい。

3 スポーツができる環境づくり《8件》

（主な意見）○自由に使えるグラウンドがほしい。
○陸上競技場がほしい。
○安全に遊べるスケボーパークがほしい。

4 魅力ある公園・緑地の整備《14件》

（主な意見）○公園でボール遊びや自転車に乗って遊ぶところが少ない。
○もっと緑を増やしてほしい。
○市民には、身近な公園の充実が喜ばれると思う。

5 花と緑にあふれたまちづくり《8件》

（主な意見）○いっぱいお花を植えてほしい。
○散歩していると花壇に整備されているお花に癒されています。

東海市都市計画マスタープラン市民アンケート調査（令和4年度）より、緑に関する項目を抜粋して整理します。

（1）実施概要

調査目的	このアンケート調査により、幅広い方々を対象に住みやすさや本市の発展の方向性・課題についてご意見をうかがい、都市計画マスタープラン策定の参考にする。
調査対象	東海市の住民登録をしている16歳以上の市民3,500人
調査期間	令和4年(2022年)12月6日（火）～令和5年(2023年)1月6日（金）
回収率	50.1% （1,754/3,500件）

(2) 結果概要 (抜粋)

東海市都市計画マスタープラン市民アンケート調結果 (抜粋)

問7 まちづくり全体

【東海市のまちづくりにおける現状の満足度と今後のまちづくりへの重要度】

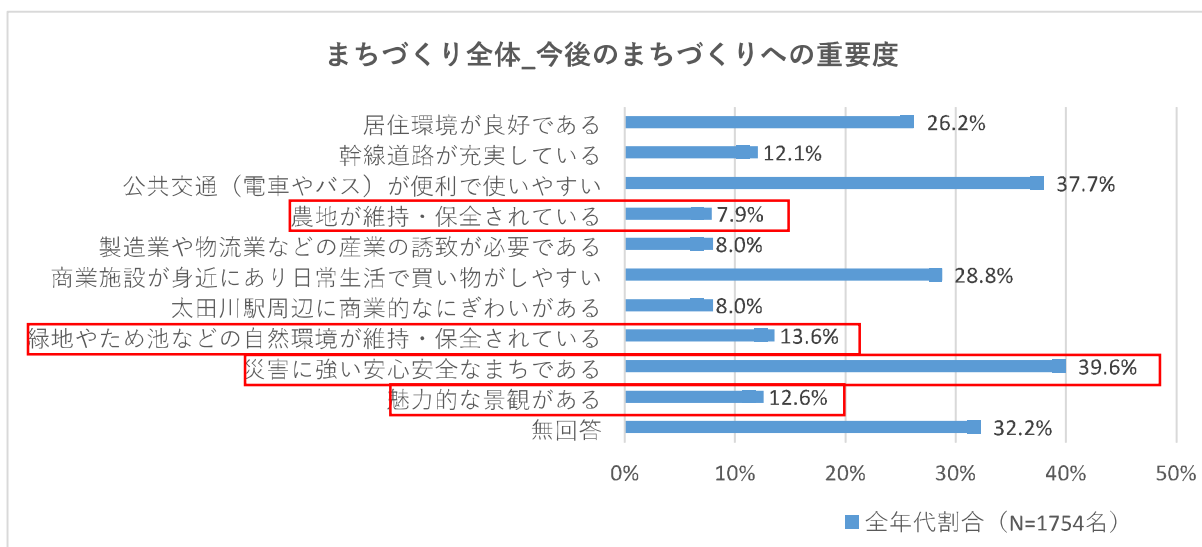
※満足度は5段階評価、重要度は特に重要と思う項目を3つまで選択

現状のまちづくりの満足度



◇『緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている』の満足度はふつうで、『農地が維持・保全されている』や『魅力的な景観がある』などの満足度は相対的に低くなっています。

今後のまちづくりへの重要度



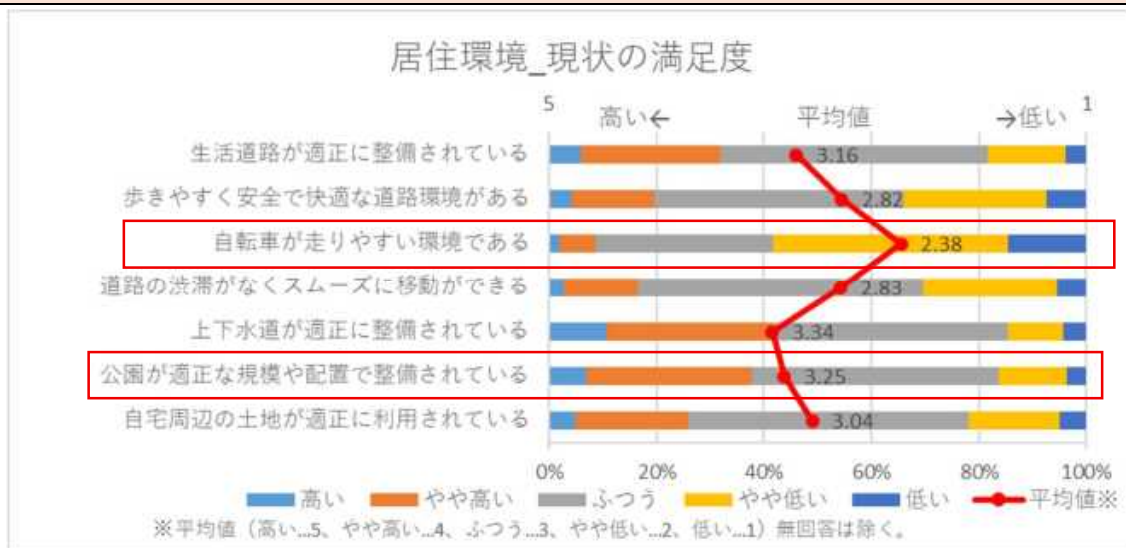
◇『災害に強い安心安全なまちである』の重要度が最も高く、『緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている』、『魅力的な景観がある』、『農地が維持・保全されている』の重要度は、相対的に低くなっています。

問8 居住環境

【東海市のまちづくりにおける現状の満足度と今後のまちづくりへの重要度】

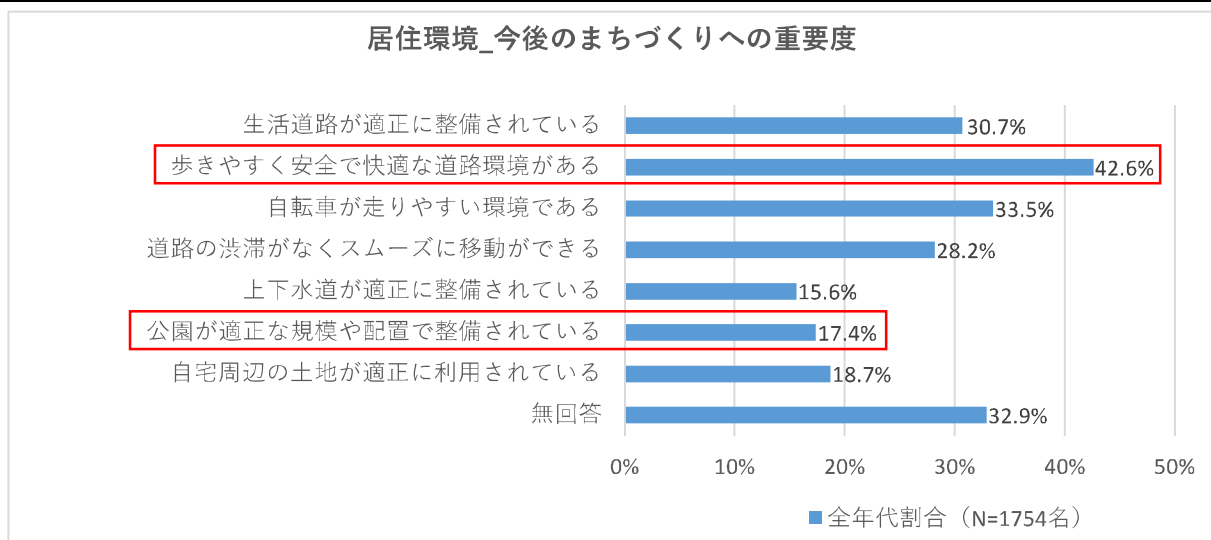
※満足度は5段階評価、重要度は特に重要と思う項目を3つまで選択

現状の居住環境の満足度



◇『公園が適正な規模や配置で整備されている』の満足度は相対的に高く、『歩きやすく安全で快適な道路環境がある』の満足度は相対的に低くなっています。

今後の居住環境に関するまちづくりへの重要度



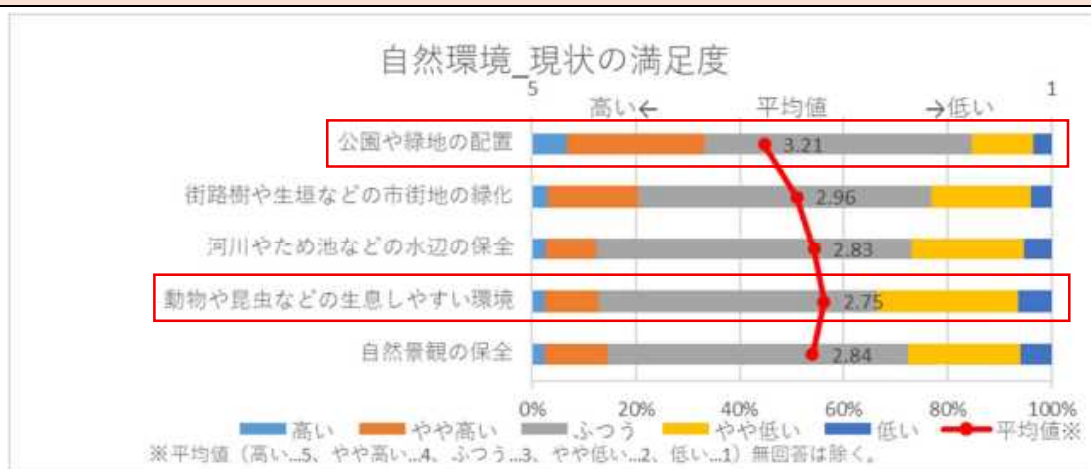
◇『歩きやすく安全で快適な道路環境がある』の重要度が最も高く、『公園が適正な規模や配置で整備されている』の重要度は、相対的に低くなっています。

問 12 自然環境

【東海市のまちづくりにおける現状の満足度と今後のまちづくりへの重要度】

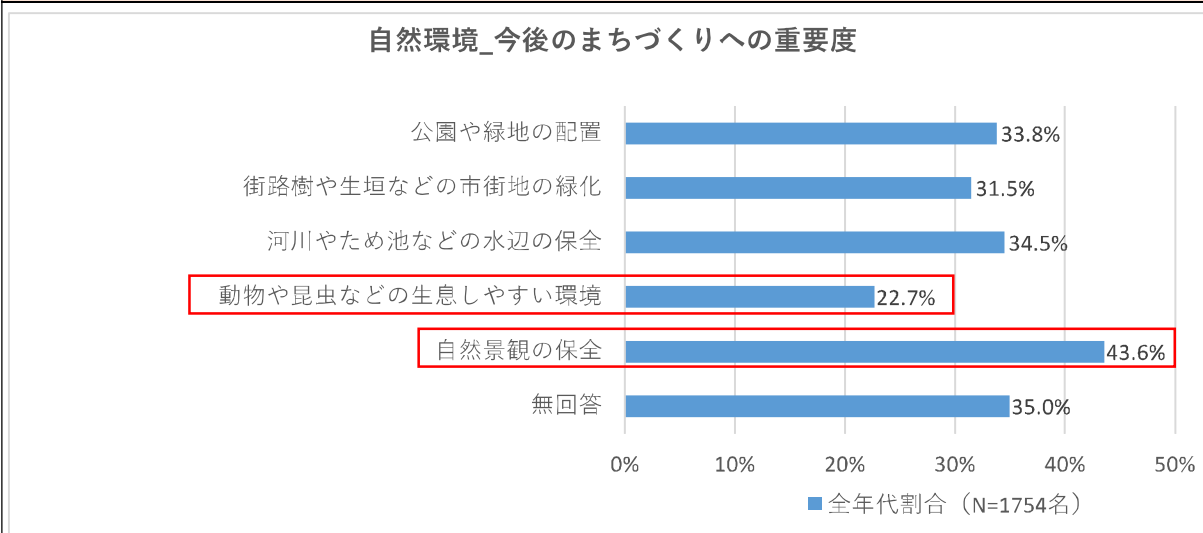
※満足度は5段階評価、重要度は特に重要と思う項目を3つまで選択

現状の自然環境の満足度



◇『公園や緑地の配置』の満足度は高いが、『街路樹や生垣などの市街地の緑化』『自然景観の保全』『河川やため池などの水辺の保全』『動物や昆虫などの生息しやすい環境』の満足度はやや低くなっています。

今後の自然環境に関するまちづくりへの重要度



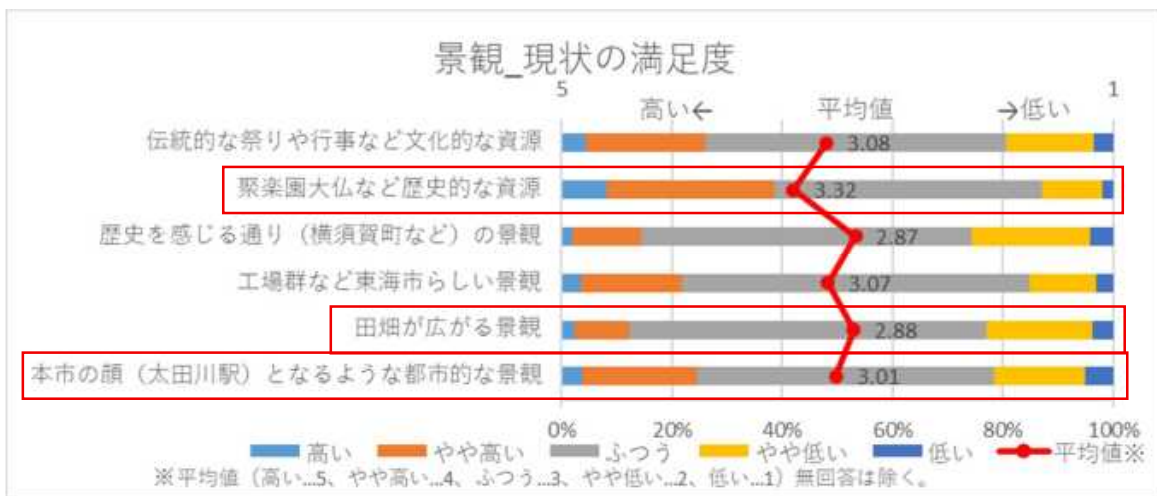
◇『自然景観の保全』の重要度が高く、『動物や昆虫などの生息しやすい環境』の重要度は、相対的に低くなっています。

問 14 景観

【東海市のまちづくりにおける現状の満足度と今後のまちづくりへの重要度】

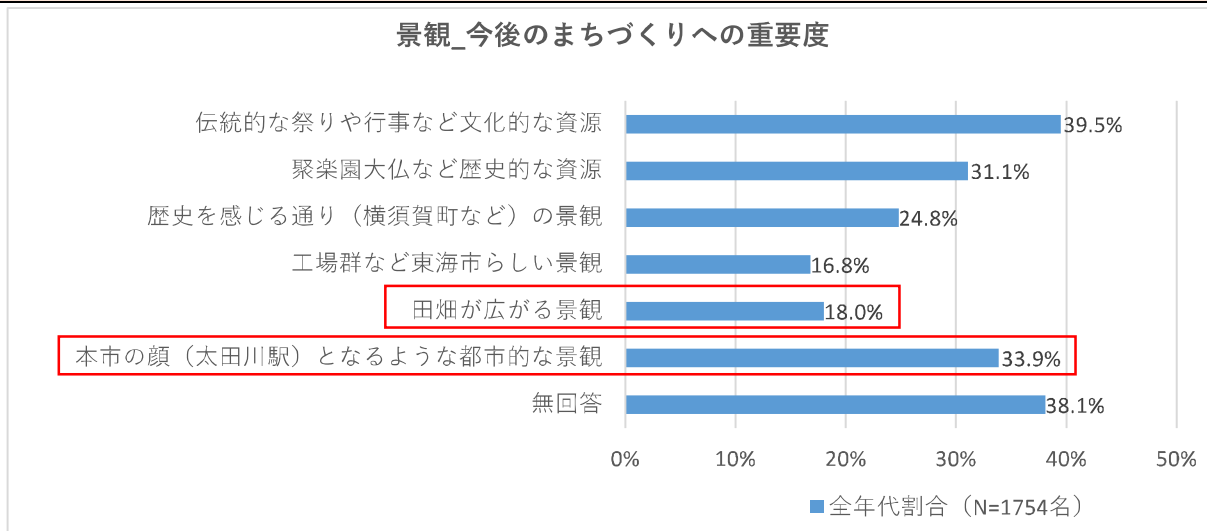
※満足度は5段階評価、重要度は特に重要と思う項目を3つまで選択

現状の景観の満足度



◇『聚楽園大仏など歴史的な資源』の満足度が最も高く、『本市の顔（太田川駅）となるような都市的な景観』の重要度はふつうで、『田園が広がる景観』の満足度はやや低くなっています。

今後の景観に関するまちづくりへの重要度



◇『本市の顔（太田川駅）となるような都市的な景観』の重要度が高く、『田園が広がる景観』の重要度は、相対的に低くなっています。

(3) 自由意見の整理

東海市都市計画マスタープラン市民アンケート調査【自由意見】

1 自然環境／生物多様性《19 件》
自然環境の保全について《13 件》
(主な意見) ○東海市は山が見え、川が流れ、田畑があって良い環境だと思う。 ○自然環境対策が遅れている様な気がする。 ○自然をもう少し残す事を重点にして「まちづくり」をしてほしい。 ○自然と共に生活できるまちづくり。子どもたちが遊べる自然環境を増やす。
生物多様性の確保について《6 件》
(主な意見) ○自然動物が住める環境づくり、緑の多いまちづくりを希望する。 ○ついにキジの鳴き声、山バトの姿が消えた。 ○子どもたちが虫取りする虫がいない。 ○これからは、人間の手を加えても自然がいっぱいで、住みよい東海市にしてほしい。
2 農地《13 件》
農地の保全について《7 件》
(主な意見) ○これ以上、農地を減らさないでほしい。 ○環境保全のためにも、農地をしっかりと守ることが大切。 ○景観維持、環境保全のため、耕作放棄地対策、農業ゴミの放置対策が急務。
農地の活用について《6 件》
(主な意見) ○農地をみんなに利用できるようにしてほしい。 ○やれなくなった田畑を無償で引き受ける（特に果樹園）組織をつくる。
3 都市環境《11 件》
気候変動・都市環境の変化《5 件》
(主な意見) ○造成するたびに、夏の気温が上がっているように感じる。 ○耕作放棄農地に大木が茂り、農作物に日照が届かず困っている。 ○景観や蚊の発生に悩んでいる。ヤスデ虫、他、虫で大変。
環境美化（雑草・ゴミ）《6 件》
(主な意見) ○川の土手の整備（草刈り）、要浚渫。 ○歩いていて気になるのは、太田川、渡内川の川の中の草とゴミ。 ○公園、広場はきれいに整備されているが、道路脇のゴミが非常に目立つ。
4 まちづくり《15 件》
目指すべきまちづくり《3 件》
(主な意見) ○緑の多いまちづくり。 ○空気をきれいにするまちづくり／空気の美しいまちづくり
観光まちづくり《8 件》
(主な意見) ○聚楽園大仏などの周りをもっときれいに木を切って見せる事が大切。 ○横須賀御亭、御洲浜の池など、歴史的な遺跡の記念公園の充実。
防災まちづくり／景観まちづくり《4 件》
(主な意見) ○市の防災対策として、どのような取り組みがされているのか知りたい。 ○古い街並みの保全 ○太田川駅周辺の景観は素晴らしい。

5 街路樹等《15件》
街路樹の維持管理《10件》
(主な意見) ○街路樹の紅葉が楽しめないまま、枝が伐採されてしまうのは残念。 ○街路樹の剪定が良くない。丸坊主って感じ。もっと形良くできないものかと思う。 ○街路樹等の倒木対策が必要(電線を切ってしまうため)。
公園等の樹木の維持管理《5件》
(主な意見) ○樹木が大きくなりすぎて防犯的に死角が出来て、管理の目が行き届いていない。 ○中ノ池公園の桜の木がかわいそう。／中ノ池公園の外周道路の桜は危険である。
6 都市緑化・緑の保全《6件》
緑の保全《6件》
(主な意見) ○市街地の緑化対策を積極的に推進してほしい。 ○道路拡充のため、西知多道路周辺のグリーンベルト伐採などが目に余る。
7 子ども・高齢者の居場所づくり《14件》
子どもの遊び場《10件》
(主な意見) ○遊具が充実し、子どもが自由に遊べる施設がほしい。 ○子どもの遊ぶ場が非常に少ない。 ○小・中学生の遊び場が少ない。小さな公園は幼児向け。
高齢者が利用できる公園緑地《4件》
(主な意見) ○老人が遊べる場所が少ない。ゴルフ練習場、グランドゴルフ ○老人が利用できる広場がほしい。グラウンドボール、ゲートボール、ペタンクなど。
8 公園・緑地《35件》
公園の利用方法について《2件》
(主な意見) ○夜間のスケボーはうるさいのでやめてほしい。 ○子どもに自転車の練習をさせる際、“乗り入れ禁止”の公園が多くて困った。
公園の整備要望について《8件》
(主な意見) ○大池公園にドッグランをつくってほしい。 ○加木屋緑地のような公園はとても良いと思う。 ○緑地や公園の整備と拡充をしてほしい。
9 公園施設等について《11件》
スポーツ施設について《3件》
(主な意見) ○スポーツ施設があまりにも少ない。 ○知多市のように陸上競技場があれば良いと思う。
公園施設について《2件》
(主な意見) ○公園のベンチ等の修理、整備を願いたい。
公園の駐車場・トイレについて《6件》
(主な意見) ○公園を作る際に、駐車場を作ってもらえると行きやすくなる。 ○小さい公園にもトイレをつくってほしい
10 持続可能なまちづくり《13件》
コミュニティ《6件》
(主な意見) ○各地域で中心となる場所づくりが必要。 ○若い人たちが市のまちづくり、町内行事に参加しやすい環境を整えてほしい。
地域資源の活用《7件》
(主な意見) ○歴史・文化的な資源を大切に、祭りや行事、施設を増やしてほしい。 ○自然環境、歴史的な景観を保ちつつ、伝統的な行事を視野に入れるべき。

第3期東海市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたってのアンケート調査（令和5年度）より、緑に関する項目を抜粋して整理します。

（1）実施概要

調査目的	現行の「第2期東海市子ども・子育て支援事業計画」に基づく次期第3期計画を策定するにあたって、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行い、本市の現状や課題を分析し、同計画策定のための基礎資料とする。	
調査対象	[子育て支援に関するアンケート調査] 【就学前・小学生】 ① 東海市在住の就学前児童（0～5歳）1,000人を無作為抽出 ② 東海市在住の小学生（6～12歳）1,000人を無作為抽出 [子どもの生活状況に関する調査] 【小学5年生・中学2年生の児童】 東海市在住の小学5年生・中学2年生 1,200人を無作為抽出 [子育て世帯の生活実態調査] 【小学5年生・中学2年生の保護者】 東海市在住の小学5年生・中学2年生の保護者 1,200人を無作為抽出 [子ども・若者調査] 【子ども・若者】 東海市在住の子ども若者（16～34歳）600人を無作為抽出	
調査期間	令和6年(2024年)2月26日～3月22日（調査基準日 令和6年2月1日）	
回収率	[子育て支援に関するアンケート調査]	【就学前】57.0%（570/1,000件） 【小学生】58.5%（585/1,000件）
	[子どもの生活状況に関する調査]	55.4%（665/1,200件）
	[子育て世帯の生活実態調査]	59.0%（708/1,200件）
	[子ども・若者調査]	28.8%（173/600件）

(2) 結果概要 (抜粋)

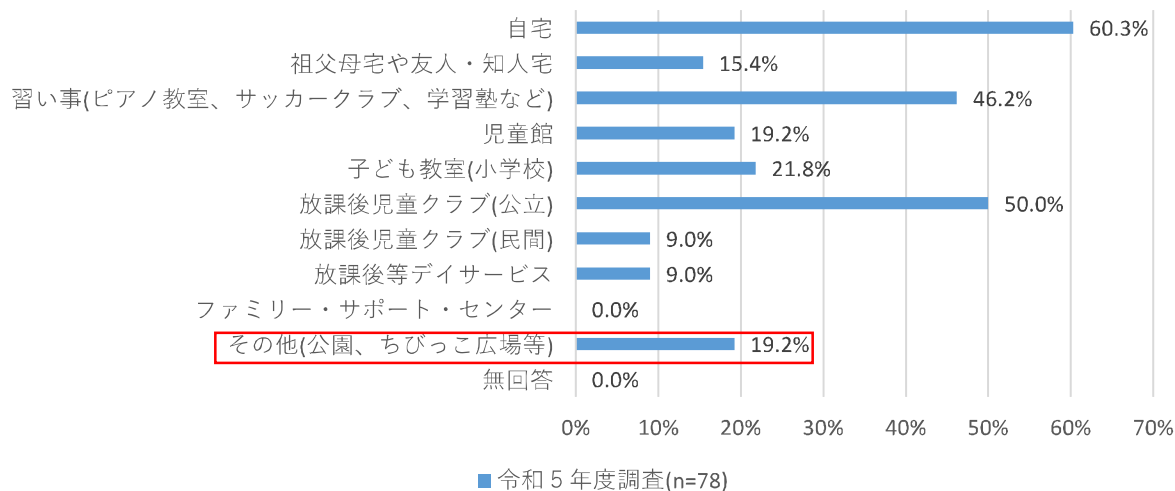
東海市こども計画に関するアンケート調査結果 (抜粋)

[子育て支援に関するアンケート調査]

問 27 小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校低学年の放課後の過ごし方【就学前】

（就学前）問 小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

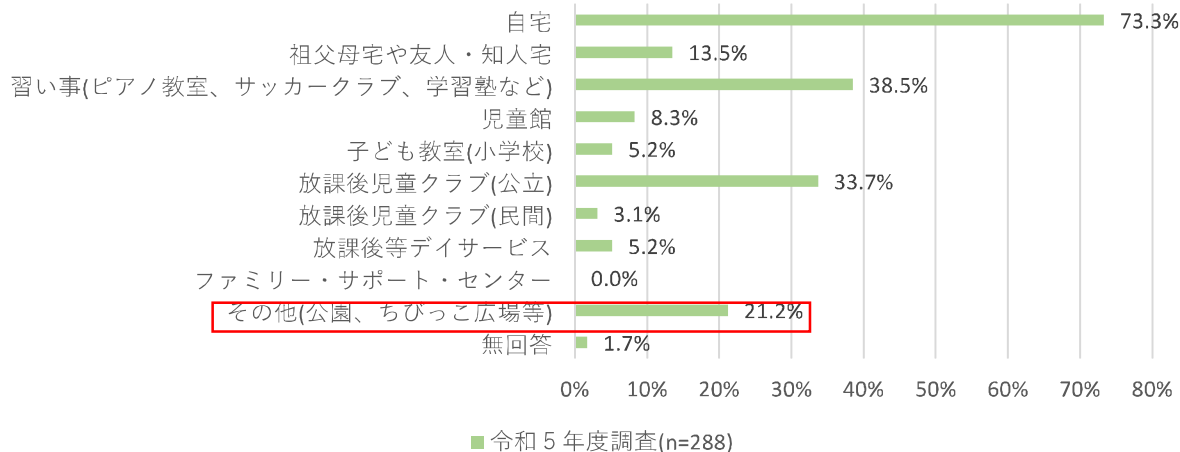


◇過ごさせたい場所として『その他（公園、ちびっこ広場等）』は 19.2%となっています。

問 13 小学校低学年（１～３年生）のお子さんの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせていますか。

小学校低学年の放課後の過ごし方【小学生】

（小学生）問 小学校低学年（１～３年生）のお子さんの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせていますか。

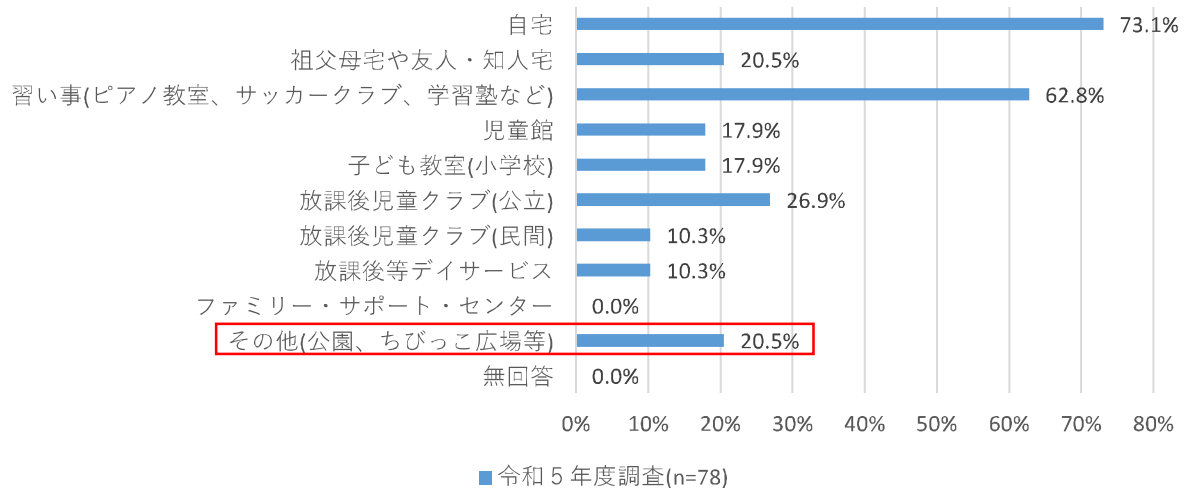


◇過ごさせている場所として『その他（公園、ちびっこ広場等）』は 21.2%となっています。

問 28 小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校高学年の放課後の過ごし方【就学前】

（就学前）問 小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

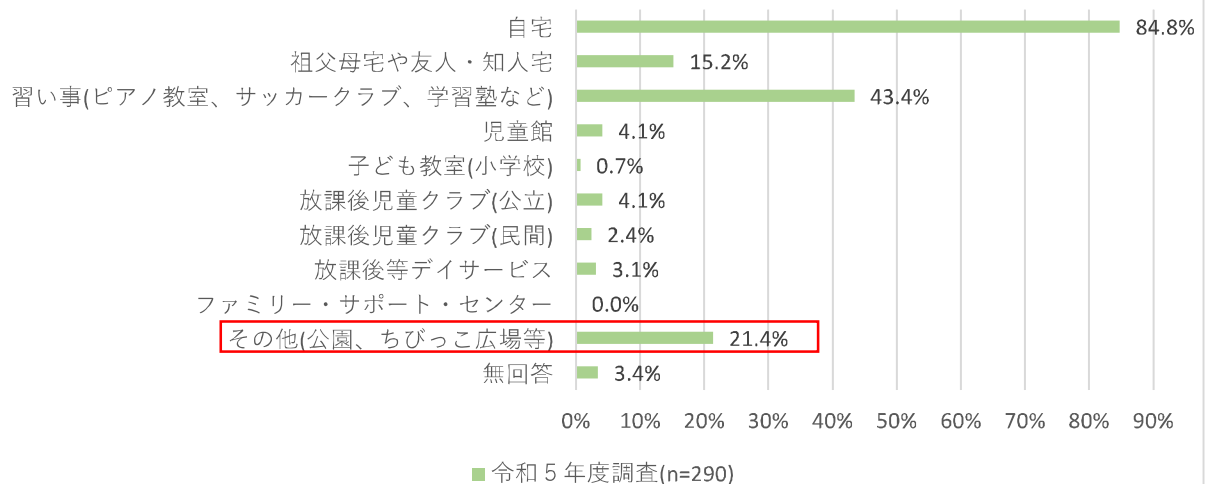


◇過ごさせたい場所として『その他（公園、ちびっこ広場等）』は20.5%となっています。

問 14 小学校高学年（4～6年生）のお子さんの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせていますか。

小学校高学年の放課後の過ごし方【小学校】

（小学生）問 小学校高学年（4～6年生）のお子さんの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせていますか。

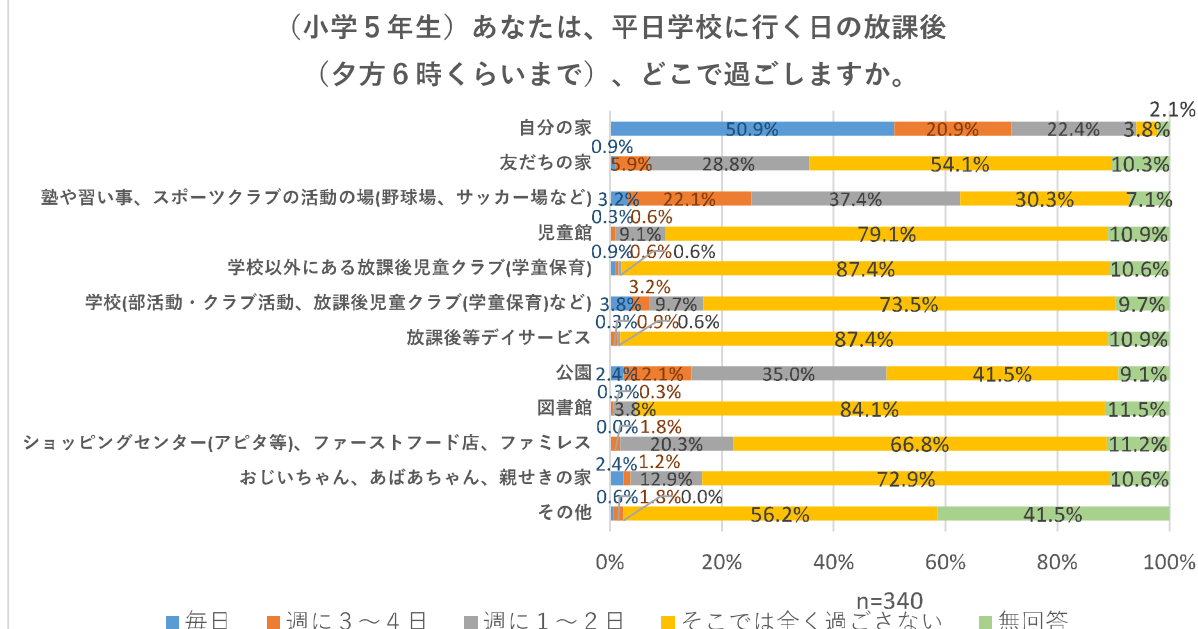


◇過ごさせている場所として『その他（公園、ちびっこ広場等）』は21.4%となっています。

[子どもの生活状況に関する調査]

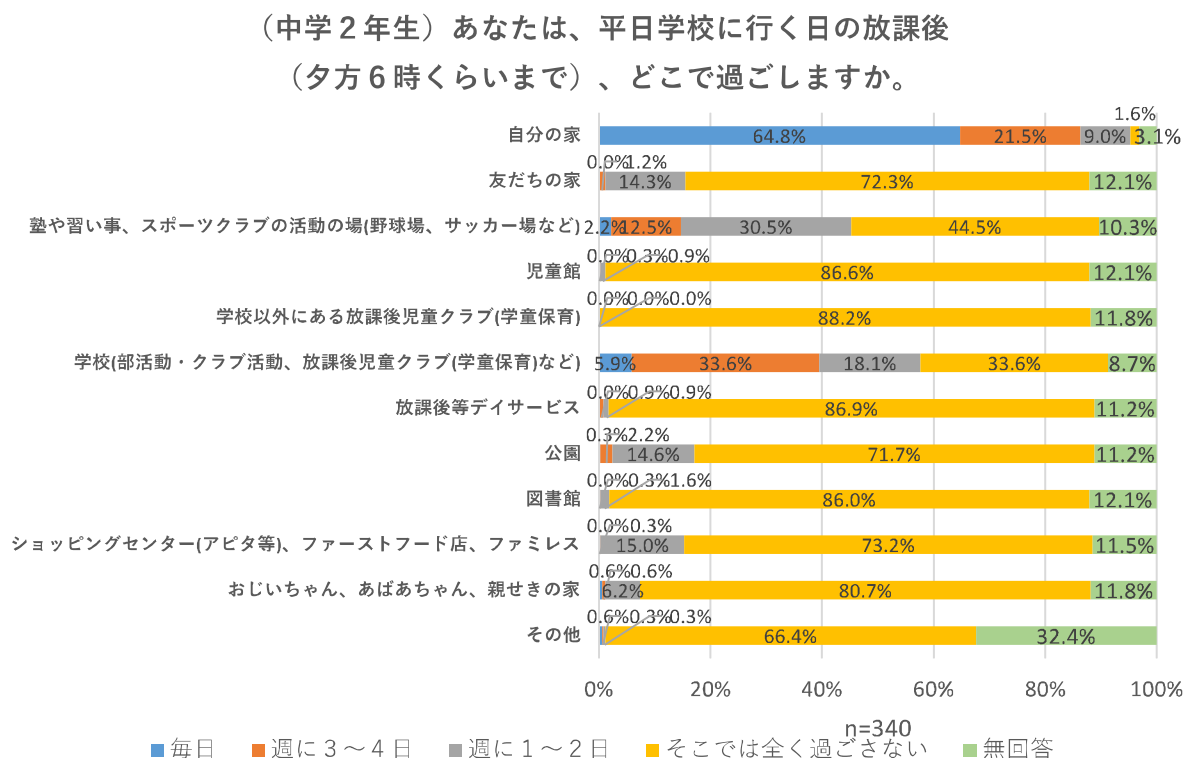
問 6 あなたは、平日学校へ行く日の放課後（夕方 6 時くらいまで）、どこで過ごしますか。

ふだんの生活について（放課後の過ごし方）【小学 5 年生】



◇『公園』では 39.5%の小学 5 年生が、週に 1 回以上過ごしていることがわかります。

ふだんの生活について（放課後の過ごし方）【中学校 2 年生】

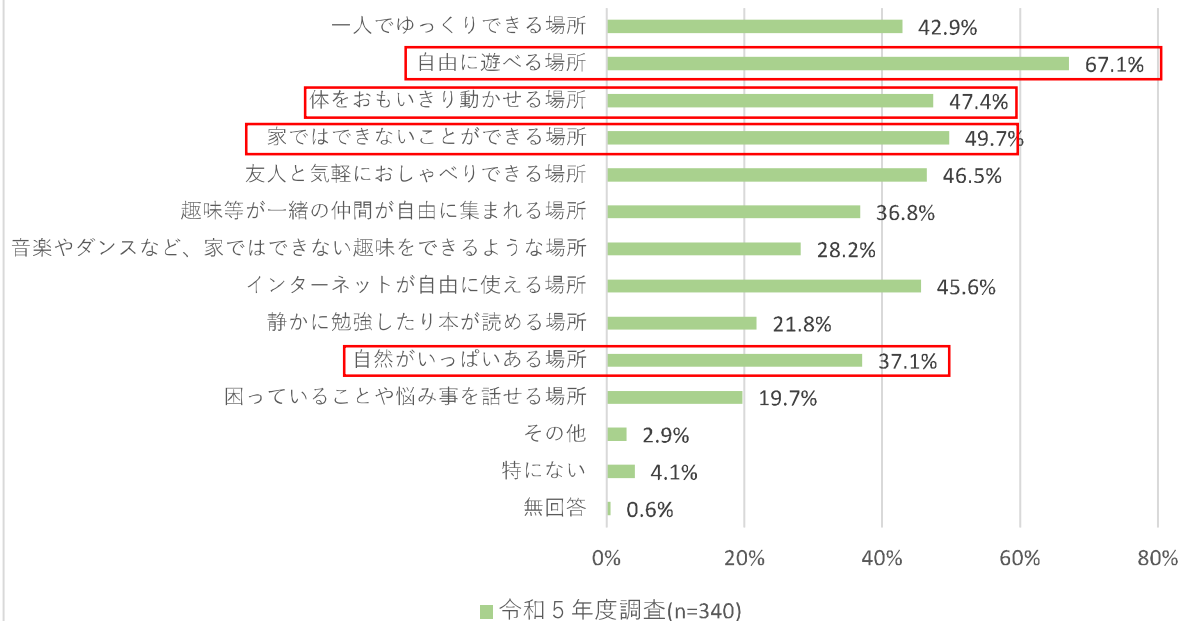


◇『公園』では 17.1%の中学 2 年生が、週に 1 回以上過ごしていることがわかります。

問 11 あなたが、あったらよいと思う場所はどんな場所ですか。

小学校5年生（あったらよいと思う場所）

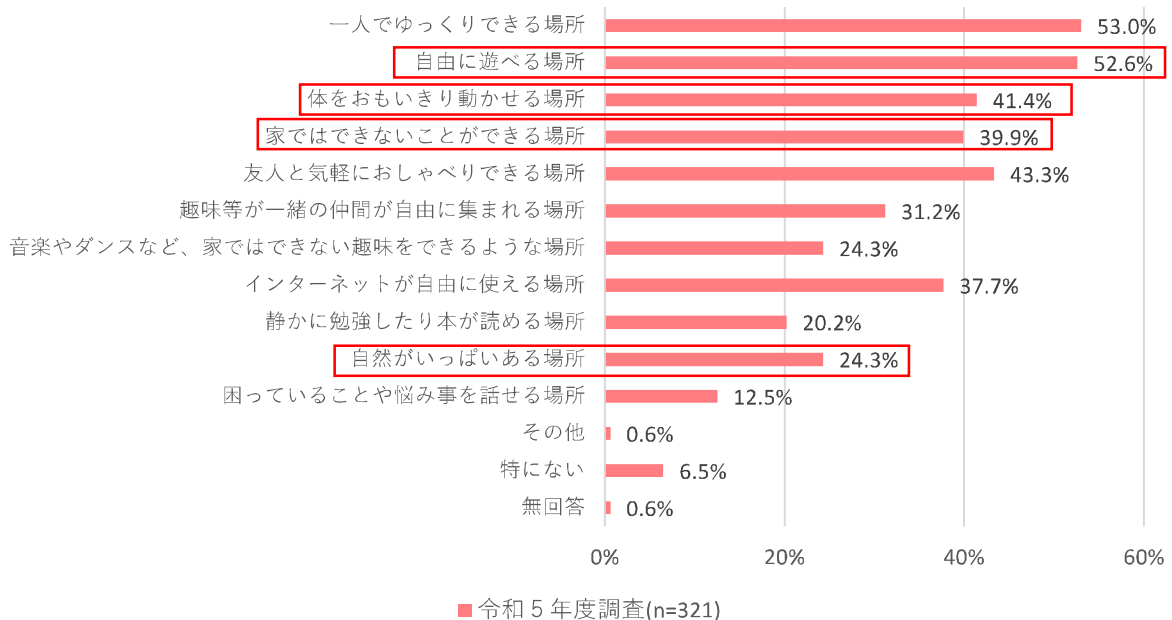
（小学5年生）あなたが、あったらよいと思う場所はどんな場所ですか。



◇『自然がいっぱいある場所』も 37.1%と比較的高いことがわかります。

中学校2年生（あったらよいと思う場所）

（中学2年生）あなたが、あったらよいと思う場所はどんな場所ですか。



◇『自然がいっぱいある場所』も 24.3%と一定のニーズがあることがわかります。

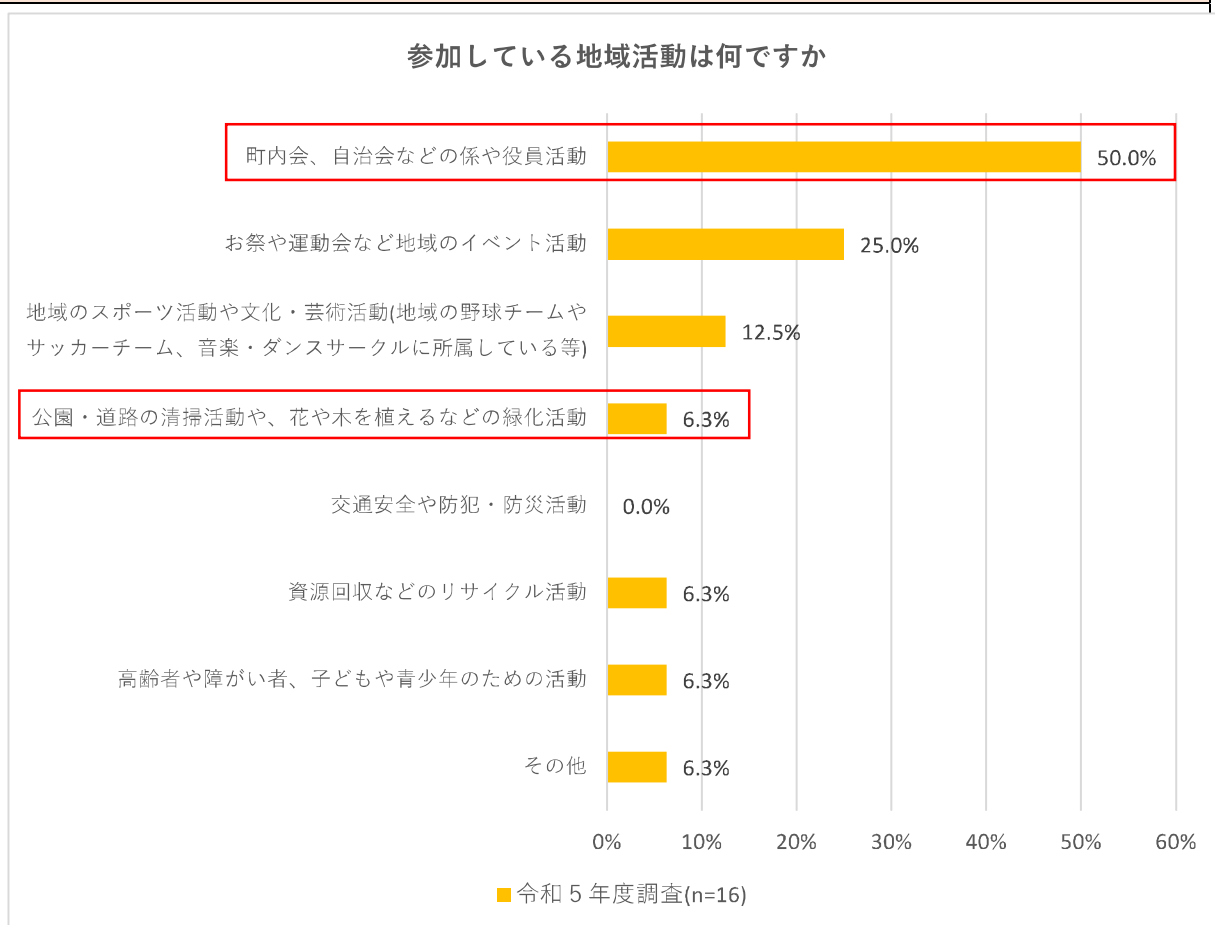
問 16 あなたは、現在、地域活動に参加していますか

普段の生活について（地域活動への参加）



◇『参加している』が9.2%（16/173人）と少なく、『参加していない』が90.2%（156/173人）となっています。

普段の生活について（参加している地域活動の内容）



◇参加している地域活動としては、『町内会、自治会などの係や役員活動』が多く（8/16人）、『公園・道路の清掃活動や、花や木を植えるなどの緑化活動』の参加者は、6.3%（1/16人）と低くなっています。

(3) 自由意見の整理

東海市こども計画に関するアンケート調査【自由意見】

1 子育て環境について《12 件》

1-1 子どもの遊び場・公園【就学前児童】《8 件》

(主な意見) ○明るくキレイなトイレにしてほしい。

○0～2歳までの子のみ入れるスペースがある公園がほしい。

○平日は公園に行く未就学児(0-3歳)が多い。小さい子が遊べる遊具があるといい。

○駐車場完備の公園がほしい。

1-2 子どもの遊び場・公園【小学生】《4 件》

(主な意見) ○充実した遊具のある公園を増やしてほしい。

○子どもが遊べる場所が少ない。遊具も安全過ぎて、子どもとしても物足りない。

2 子どもの居場所(公園、自習室、相談室など)【小学5年生】《13 件》

2-1 公園《4 件》

(主な意見) ○公園を増やして遊び器具を増やしてほしい。

○体が動かせる大きな公園を作してほしい。

○色々なことができる公園がほしい。公園が小さい子のための公園になっている。

2-2 運動ができる施設《3 件》

(主な意見) ○サッカー広場、バスケットボールなど、安全に運動できるところを作してほしい。

○ジェイボードやキックボード、ローラースケートができる場所を作してほしい。

2-3 遊び場《3 件》

(主な意見) ○子どもたちが自由に遊べる所があるとうれしい。

○自然の多い、他の所にはない遊具があるような施設がほしい。

2-4 自然環境《3 件》

(主な意見) ○環境にできる生き物の保護をしたい。

○自然を増やしてほしい。

3 子どもの居場所(公園、自習室、相談室など)【中学2年生】《11 件》

3-1 運動ができる施設《4 件》

(主な意見) ○バスケットゴールがある公園を増やしてほしい。

○ハンドボールの練習場がほしい。

3-2 遊び場(その他)《4 件》

(主な意見) ○体を動かせる屋内施設がほしい。室内で遊べる施設がほしい。

3-3 子どもの居場所・遊び場《3 件》【中学2年生の保護者】

(主な意見) ○他市の公園を参考にして、兄弟で遊べる公園をもう少し作してほしい。

○ボールを使って安全に遊べるところをもっと作してほしい。

4 [子ども・若者調査]《7 件》

4-1 公園《3 件》

(主な意見) ○小学生用バスケットボールコート、リングを設置してほしい。

○市内の公園の遊具を増やしてほしい。

4-2 運動ができる施設《2 件》

(主な意見) ○無料のドッグランを設置してほしい。

○バスケットボールができる環境を増やしてほしい。

4-3 遊び場《2 件》

(主な意見) ○中学生や高校生が楽しめる遊具を作してほしい。

○雨の日でも子どもが遊べるような室内の遊び場ができるとうれしい。